

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

新旧対照条文 目次

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）（第一条関係）	1
○ 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）（第二条関係）	25
○ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（第三条関係）	57
○ 身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）（第四条関係）	77
○ 知的障害者福祉法施行令（昭和三十五年政令第三百三号）（第四条関係）	78
○ 公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）（第五条関係）	79
○ 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成二十二年政令第三百三十五号）（第五条関係）	85
○ 地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）（第六条関係）	90
○ 都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）（第七条関係）	93
○ 国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百三十七号）（第八条関係）	94
○ 消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）（第九条関係）	95
○ 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第三百三十一号）（第九条関係）	97
○ 社会福祉法施行令（昭和三十二年政令第八十五号）（第十条関係）	99
○ 活動火山対策特別措置法施行令（昭和三十二年政令第二百七十四号）（第十一条関係）	100
○ 大規模地震対策特別措置法施行令（昭和三十二年政令第三百八十五号）（第十一条関係）	101
○ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）（第十一条関係）	103
○ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百八十二号）（第十一条関係）	105
○ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）（第十二条関係）	107

- 沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第二百二号）（第十三条関係）
- 独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）（第十四条関係）
- 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百五十七号）（第十五条関係）
- 平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての児童福祉法施行令等の臨時特例に関する政令（平成二十三年政令第二百九号）（第十六条関係）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第一条の二）</p> <p>第二章 自立支援給付</p> <p>第一節 通則（<u>第二条</u>―<u>第三条</u>の七）</p> <p>第二節 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給</p> <p>第一款 市町村審査会（<u>第四条</u>―<u>第九条</u>）</p> <p>第二款 支給決定等（<u>第十条</u>―<u>第十六条</u>）</p> <p>第三款 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給（<u>第十七条</u>―<u>第十九条</u>）</p> <p>第四款 特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給（<u>第二十条</u>―<u>第二十一条</u>の三）</p> <p>第五款 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等（<u>第二十二条</u>―<u>第二十六条</u>の二）</p> <p>第三節 地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給</p> <p>第一款 地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給（<u>第二十六条</u>の三―<u>第二十六条</u>の八）</p> <p>第二款 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者（第</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第一条の二）</p> <p>第二章 自立支援給付</p> <p>第一節 通則（<u>第二条</u>・<u>第三条</u>）</p> <p>第二節 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給</p> <p>第一款 市町村審査会（<u>第四条</u>―<u>第九条</u>）</p> <p>第二款 支給決定等（<u>第十条</u>―<u>第十六条</u>）</p> <p>第三款 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給（<u>第十七条</u>―<u>第十九条</u>）</p> <p>第四款 特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給（<u>第二十条</u>―<u>第二十一条</u>の三）</p> <p>第五款 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等（<u>第二十二条</u>―<u>第二十六条</u>の二）</p> <p>第三節 地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給</p> <p>第一款 地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給（<u>第二十六条</u>の三―<u>第二十六条</u>の八）</p> <p>第二款 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者（第</p>

二十六条の九―二十六条の十七)

第四節 自立支援医療費、療養介護医療費及び基準該当療養介護医療

費の支給(第二十七条―第四十三条)

第五節 補装具費の支給(第四十三条の二・第四十三条の三)

第六節 高額障害福祉サービス等給付費の支給(第四十三条の四―第

四十三条の六)

第三章 障害者支援施設(第四十三条の七)

第四章 費用(第四十四条―第四十五条の三)

第五章 審査請求(第四十六条―第五十条)

第六章 雑則(第五十一条・第五十二条)

附則

(自立支援医療の種類)

第一条の二 法第五条第二十四項の政令で定める医療は、次に掲げるものとする。

一 三 (略)

第二章 自立支援給付

第一節 通則

(法第七条の政令で定める給付等)

第二条 (略)

二十六条の九―二十六条の十七)

第四節 自立支援医療費、療養介護医療費及び基準該当療養介護医療

費の支給(第二十七条―第四十三条)

第五節 補装具費の支給(第四十三条の二・第四十三条の三)

第六節 高額障害福祉サービス等給付費の支給(第四十三条の四―第

四十三条の六)

第三章 障害者支援施設(第四十三条の七)

第四章 費用(第四十四条―第四十五条の三)

第五章 審査請求(第四十六条―第五十条)

第六章 雑則(第五十一条・第五十二条)

附則

(自立支援医療の種類)

第一条の二 法第五条第二十二項の政令で定める医療は、次に掲げるものとする。

一 三 (略)

第二章 自立支援給付

第一節 通則

(法第七条の政令で定める給付等)

第二条 法第七条の政令で定める給付又は事業は、次の表の上欄に掲げるものとし、同条の政令で定める限度は、同表の上欄に掲げる給付又は事

(略)	介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定による介護給付、予防給付及び市町村特別給付	(略)
(略)		(略)
(略)		(略)

(指定事務受託法人)

第三条の二 法第十一条の二第一項の指定は、同項各号に掲げる事務（以下「市町村等事務」という。）を行う事務所ごとに行う。

2 法第十一条の二第一項の指定を受けようとする者は、当該指定に係る市町村等事務を行う事務所の名称及び所在地その他の厚生労働省令で定める事項を記載した申請書に、厚生労働省令で定める書類を添付して、これを当該事務所の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の申請があった場合において、次のいずれかに該当するときは、法第十一条の二第一項の指定をしてはならない。

一 申請者が、次条に規定する市町村等事務の運営に関する基準に従って適正な市町村等事務の運営をすることができないと認められるとき

二 申請者が、自立支援給付対象サービス等（法第十条第一項に規定す

業につき、それぞれ、同表の下欄に掲げる限度とする。

(略)	介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定による介護給付（高額医療合算介護サービス費の支給を除く。）、予防給付（高額医療合算介護予防サービス費の支給を除く。）及び市町村特別給付	受けることができる
(略)		(略)
(略)		(略)

(新設)

る自立支援給付対象サービス等をいう。第六号及び第三条の六第一項第八号において同じ。)を提供しているとき。

三| 申請者が、法及び第二十二條第一項各号又は第二項各号(第十号を除く。)に掲げる法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

四| 申請者が、第三条の六第一項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者であるとき。

五| 申請者が、第三条の六第一項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第三条の四第一項の規定による市町村等事務の廃止の届出をした者(当該市町村等事務の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

六| 申請者が、指定の申請前五年以内に自立支援給付対象サービス等又は市町村等事務に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

七| 申請者の役員等(法第三十六條第三項第六号に規定する役員等をいう。ハ及びニ並びに第三条の六第一項第八号において同じ。)のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

イ| 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ロ| 第三号又は前号に該当する者

ハ 第三条の六第一項の規定により指定を取り消された法人において、その取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内にその役員等であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの

ニ 第五号に規定する期間内に第三条の四第一項の規定による市町村等事務の廃止の届出をした法人（当該市町村等事務の廃止について相当の理由がある法人を除く。）において、同号の通知の日前六十日以内にその役員等であつた者で当該届出の日から起算して五年を経過しないもの

（市町村等事務の運営に関する基準）

第三条の三 法第十一条の二第一項に規定する指定事務受託法人（以下「指定事務受託法人」という。）は、厚生労働省令で定める市町村等事務の運営に関する基準に従い、市町村等事務を行わなければならない。

（指定事務受託法人の名称等の変更の届出等）

第三条の四 指定事務受託法人は、当該指定に係る市町村等事務を行う事務所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするとき、又は当該市町村等事務を廃止し、休止し、若しくは再開しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その三十日前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を、指定事務受託法人に事務を委託している市町村長に通知しなければならない

（新設）

（新設）

ない。

(指定事務受託法人による報告)

第三条の五 都道府県知事は、市町村等事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、指定事務受託法人に対し、報告を求めることができる。

(新設)

(指定事務受託法人の指定の取消し等)

第三条の六 都道府県知事は、指定事務受託法人が次のいずれかに該当する場合には、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

(新設)

一 指定事務受託法人が、法第十一条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める要件に該当しなくなったとき。

二 指定事務受託法人が、第三条の三に規定する市町村等事務の運営に関する基準に従って適正な市町村等事務の運営をすることができなくなつたとき。

三 指定事務受託法人が、第三条の二第三項第二号、第三号又は第七号のいずれかに該当するに至つたとき。

四 指定事務受託法人が、前条の規定により報告を求められて報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 指定事務受託法人が、不正の手段により法第十一条の二第一項の指定を受けたことが判明したとき。

六 指定事務受託法人が、法及び第二十六条第一項各号若しくは第二項

各号（第三号を除く。）に掲げる法律又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

七 指定事務受託法人が、市町村等事務に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

八 指定事務受託法人の役員等のうちに、その指定の取消し又はその指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に自立支援給付対象サービス等又は市町村等事務に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

2 市町村は、市町村等事務を委託した指定事務受託法人について、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

（指定事務受託法人の指定等の公示）

第三条の七 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 法第十一条の二第一項の指定をしたとき。

二 第三条の四第一項の規定による届出（同項の厚生労働省令で定める事項の変更に係るものを除く。）があつたとき。

三 前条第一項の規定により法第十一条の二第一項の指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止したとき。

2 市町村又は都道府県は、法第十一条の二第一項の規定による委託の全部又は一部を解除したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

（新設）

(支給決定を取り消す場合)

第十四条 法第二十五条第一項第四号の政令で定めるときは、支給決定障害者等(法第五条第二十三項に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。)が法第二十条第一項又は第二十四条第一項の規定による申請に關し虚偽の申請をしたときとする。

(指定障害福祉サービス等に係る負担上限月額)

第十七条 (略)

一(三) (略)

四 支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者(支給決定障害者等(法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限り、指定障害者支援施設等に入所する者(二十歳未満の者に限る。))及び療養介護に係る支給決定を受けた者(二十歳未満の者に限る。))を除く。以下「特定支給決定障害者」という。)にあつては、その配偶者に限る。)が指定障害福祉サービス等のあつた月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税(同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を

(支給決定を取り消す場合)

第十四条 法第二十五条第一項第四号の政令で定めるときは、支給決定障害者等(法第五条第二十一項に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。)が法第二十条第一項又は第二十四条第一項の規定による申請に關し虚偽の申請をしたときとする。

(指定障害福祉サービス等に係る負担上限月額)

第十七条 法第二十九条第三項第二号に規定する当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額(第四十三条の五第三項及び第五項において「負担上限月額」という。)は、次の各号に掲げる支給決定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一(三) (略)

四 支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者(支給決定障害者等(法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限り、指定障害者支援施設等に入所する者(二十歳未満の者に限る。))及び療養介護に係る支給決定を受けた者(二十歳未満の者に限る。))を除く。以下「特定支給決定障害者」という。)にあつては、その配偶者に限る。)が指定障害福祉サービス等のあつた月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税(同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を

除く。以下この号、第十九条第二号ニ、第三十五条第三号、第四十二条の四第一項第二号、第四十三条の三第二号、第四十三条の四第五項第二号及び第四十三条の五第六項において同じ。）を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該支給決定障害者等又は支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者が指定障害福祉サービス等のあつた月において被保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者をいう。以下同じ。）若しくは要保護者（同条第二項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給決定障害者等 零

第二十四条 （略）
（指定障害福祉サービス事業者の指定の変更の申請に関する読替え）

法の規定中 読み替える 規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十六条 第三項及び 第五項	第一項の申請	第三十七条第一項の指定障害福祉サービス事業者に係る第二十九条第一項の指定の変更の申請

除く。以下この号、第十九条第二号ニ、第三十五条第三号、第四十二条の四第一項第二号及び第四十三条の三第二号において同じ。）を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該支給決定障害者等又は支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者が指定障害福祉サービス等のあつた月において被保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者をいう。以下同じ。）若しくは要保護者（同条第二項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給決定障害者等 零

第二十四条 法第三十七条第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中 読み替える 規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十六条 第三項	第一項の申請	第三十七条第一項の指定障害福祉サービス事業者（特定障害福祉サービスに係るものに限る。）に係る第二

(削る)	
------	--

(指定障害者支援施設の指定の変更の申請に関する読替え)

第二十四条の四 (略)

(削る)	法の規定中 読み替える 規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	(略)		
	(略)		

(指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定の更新に関する読替え)

第二十五条 (略)

第三十六条 第三項第十 一号	指定の申請	十九条第一項の指定の変更 の申請
	指定の変更の申請	

(指定障害者支援施設の指定の変更の申請に関する読替え)

第二十四条の四 法第三十九条第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第三十八条 第三項にお いて準用す る第三十六 条第三項第 十一号	指定の申請	読み替える字句	読み替える字句
(略)	(略)		(略)
	指定の変更の申請		

(指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定の更新に関する読替え)

第二十五条 指定障害福祉サービス事業者の指定の更新に関する法第四十

(削る)	法の規定中 読み替える 規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	(略)		
	(略)		

2
(略)

(削る)	法の規定中 読み替える 規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	(略)		
	(略)		

(地域相談支援給付決定を取り消す場合)

第二十六条の六 法第五十一条の十第一項第四号の政令で定めるときは、

一条第四項の規定による技術的読替へは、次の表のとおりとする。

法の規定中 読み替える 規定	第三十六条 第三項第十 一号	指定の申請	読み替える字句
	(略)		
	(略)	指定の更新の申請	読み替える字句

2 指定障害者支援施設の指定の更新に関する法第四十一条第四項の規定による技術的読替へは、次の表のとおりとする。

法の規定中 読み替える 規定	第三十八条 第三項にお いて準用す る第三十六 条第三項第 十一号	指定の申請	読み替える字句
	(略)		
	(略)	指定の更新の申請	読み替える字句

(地域相談支援給付決定を取り消す場合)

第二十六条の六 法第五十一条の十第一項第四号の政令で定めるときは、

地域相談支援給付決定障害者（法第五条第二十三項に規定する地域相談支援給付決定障害者をいう。次条及び第二十六条の八において同じ。）が法第五十一条の六第一項又は第五十一条の九第一項の規定による申請に関し虚偽の申請をしたときとする。

（指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者の指定の更新に関する読替え）

第二十六条の十五 指定一般相談支援事業者（法第五十一条の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者をいう。次条において同じ。）の指定の更新に関する法第五十一条の二十一第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中 読み替える 規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第五十一条 の十九第二 項において 準用する第 三十六条第 三項第十一 号	障害福祉サービス	相談支援
(略)	(略)	(略)

地域相談支援給付決定障害者（法第五条第二十一項に規定する地域相談支援給付決定障害者をいう。次条及び第二十六条の八において同じ。）が法第五十一条の六第一項又は第五十一条の九第一項の規定による申請に関し虚偽の申請をしたときとする。

（指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者の指定の更新に関する読替え）

第二十六条の十五 指定一般相談支援事業者（法第五十一条の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者をいう。次条において同じ。）の指定の更新に関する法第五十一条の二十一第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中 読み替える 規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第五十一条 の十九第二 項において 準用する第 三十六条第 三項第十一 号	障害福祉サービス 指定の申請	相談支援 指定の更新の申請
(略)	(略)	(略)

法の規定中 読み替える 規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第五十一条 の二十第二 項において 準用する第 三十六条第 三項第十一 号	障害福祉サー ビス	相談支 援
(略)	(略)	(略)

(指定自立支援医療機関の指定に関する読替え)
第三十七条 (略)

法の規定中 読み替える 規定	読み替えられる字句	読み替える字句
----------------------	-----------	---------

法の規定中 読み替える 規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第五十一条 の二十第二 項において 準用する第 三十六条第 三項第十一 号	指定の申請 障害福祉サー ビス	指定の更新の申請 相談支 援
(略)	(略)	(略)

(指定自立支援医療機関の指定に関する読替え)
第三十七条 法第五十九条第三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中 読み替える 規定	読み替えられる字句	読み替える字句
----------------------	-----------	---------

第三十六條 第三項第六 号	(略)	第五十條第一項(同條第三 項において準用する場合を 含む。以下この項において 同じ。)、第五十一條の二 十九第一項若しくは第二項 又は第七十六條の三第六項	(略)	指定障害福祉サービス事業 者の	(略)	第六十八條第一項	(略)

第三十六條 第三項第六 号	(略)	第五十條第一項(同條第三 項において準用する場合を 含む。以下この項において 同じ。)、又は第五十一條の 二十九第一項若しくは第二 項	(略)	指定障害福祉サービス事業 者の	サービス事業所を管理する 者その他の政令で定める使 用人	第六十八條第一項	(略)

(略)		
	(略)	(略)
	(略)	(略)

(補装具費の支給に係る政令で定める者等)

第四十三條の二 (略)

2 法第七十六條第一項ただし書の政令で定める基準は、同項の申請に係る障害者等及びその属する世帯の他の世帯員のうちいずれかの者について、補装具の購入等(同項本文に規定する購入等をいう。以下この項、次条第二号及び第四十三條の五第一項において同じ。)のあつた月の属する年度(補装具の購入等のあつた月が四月から六月までの間にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二條第一項第二号に掲げる所得割の額が四十六万円であることとする。

(補装具費に係る負担上限月額)

第四十三條の三 (略)

(略)		
	当該届出	当該指定の辞退
	当該届出	当該指定の辞退

(補装具費の支給に係る政令で定める者等)

第四十三條の二 (略)

2 法第七十六條第一項ただし書の政令で定める基準は、同項の申請に係る障害者等及びその属する世帯の他の世帯員のうちいずれかの者について、補装具の購入又は修理のあつた月の属する年度(補装具の購入又は修理のあつた月が四月から六月までの間にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二條第一項第二号に掲げる所得割の額が四十六万円であることとする。

(補装具費に係る負担上限月額)

第四十三條の三 法第七十六條第二項に規定する当該補装具費支給対象障

害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額は、次の各号に掲げる補装具費支給対象障害者等(同条第一項に規定する補装具費支給対象障害者等をいう。以下この条及び第四十三條の五第一項第二号において同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 (略)

二 市町村民税世帯非課税者（補装具費支給対象障害者等及び当該補装具費支給対象障害者等と同一の世帯に属する者（補装具費支給対象障害者等（法第七十六条第一項の申請に係る障害者に限る。）にあつては、その配偶者に限る。）が補装具の購入等のあつた月の属する年度（補装具の購入等のあつた月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該補装具費支給対象障害者等をいう。）又は補装具費支給対象障害者等及び当該補装具費支給対象障害者等と同一の世帯に属する者が補装具の購入等のあつた月において被保護者若しくは要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該補装具費支給対象障害者等 零

（高額障害福祉サービス等給付費の対象となるサービス及び介護給付費等）

第四十三条の四 (略)

2 法第七十六条の二第一項に規定する介護給付費等のうち政令で定めるものは、法第十九条第一項に規定する介護給付費等（以下「介護給付費等」という。）とし、法第七十六条の二第一項に規定する介護給付費のうち政令で定めるものは、介護保険法第五十一条に規定する居宅介護サ

一 次号に掲げる者以外の者 三万七千二百円

二 市町村民税世帯非課税者（補装具費支給対象障害者等及び当該補装具費支給対象障害者等と同一の世帯に属する者（補装具費支給対象障害者等（法第七十六条第一項の申請に係る障害者に限る。）にあつては、その配偶者に限る。）が補装具の購入又は修理のあつた月の属する年度（補装具の購入又は修理のあつた月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該補装具費支給対象障害者等をいう。）又は補装具費支給対象障害者等及び当該補装具費支給対象障害者等と同一の世帯に属する者が補装具の購入若しくは修理のあつた月において被保護者若しくは要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該補装具費支給対象障害者等 零

（高額障害福祉サービス等給付費の対象となるサービス及び介護給付費等）

第四十三条の四 (略)

2 法第七十六条の二第一項に規定する介護給付費等のうち政令で定めるものは、法第十九条第一項に規定する介護給付費等（以下「介護給付費等」という。）とし、法第七十六条の二第一項に規定する介護給付費のうち政令で定めるものは、介護保険法第五十一条に規定する居宅介護サ

ービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費、特例施設介護サービス費及び高額介護サービス費並びに同法第五十一条の二に規定する高額医療合算介護サービス費並びに同法第六十一条に規定する介護予防サービス費、特例介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費、特例地域密着型介護予防サービス費及び高額介護予防サービス費並びに同法第六十一条の二に規定する高額医療合算介護予防サービス費（次条第一項第三号及び第七項において「介護サービス費等」と総称する。）とする。

3 法第七十六条の二第一項第二号に規定する介護給付等対象サービスに相当する障害福祉サービスとして政令で定めるものは、居宅介護、重度訪問介護、生活介護及び短期入所（第五項第一号において「介護保険相当障害福祉サービス」という。）とする。

4 法第七十六条の二第一項第二号に規定する障害福祉サービスに相当する介護給付費等対象サービスとして政令で定めるものは、介護保険法第八条第二項に規定する訪問介護、同条第七項に規定する通所介護、同条第九項に規定する短期入所生活介護、同条第十七項に規定する地域密着型通所介護及び同条第十九項に規定する小規模多機能型居宅介護並びにこれらに相当するサービス（次条第六項において「障害福祉相当介護保険サービス」という。）とする。

5 法第七十六条の二第一項第二号に規定する当該障害者の所得の状況及び障害の程度その他の事情を勘案して政令で定める障害者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

ービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費、特例施設介護サービス費及び高額介護サービス費並びに同法第六十一条に規定する介護予防サービス費、特例介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費、特例地域密着型介護予防サービス費及び高額介護予防サービス費（次条第一項第三号において「介護サービス費等」と総称する。）とする。

（新設）

（新設）

（新設）

一 六十五歳に達する日前五年間（入院その他やむを得ない事由により介護保険相当障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き介護保険相当障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたこと。

二 障害者及び当該障害者と同一の世帯に属するその配偶者が、当該障害者が六十五歳に達する日の前日の属する年度（当該障害者が六十五歳に達する日の前日の属する月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）であつたこと又は障害者及び当該障害者と同一の世帯に属するその配偶者が、当該障害者が六十五歳に達する日の前日の属する月において被保護者若しくは要保護者であつて厚生労働省令で定めるものに該当していたこと。

三 六十五歳に達する日の前日において障害の程度が厚生労働省令で定めるものに該当していたこと。

四 六十五歳に達するまでに介護保険法による保険給付を受けていなかったこと。

（高額障害福祉サービス等給付費の支給要件及び支給額等）

第四十三条の五 高額障害福祉サービス等給付費は、支給決定障害者等（前条第五項各号に掲げる要件のいずれにも該当する者を除く。以下この条において同じ。）については、次に掲げる額を合算した額（以下この

（高額障害福祉サービス等給付費の支給要件及び支給額等）

第四十三条の五 高額障害福祉サービス等給付費は、次に掲げる額を合算した額（以下この条において「利用者負担世帯合算額」という。）が高額障害福祉サービス等給付費算定基準額を超える場合に支給するものと

条において「利用者負担世帯合算額」という。）が高額障害福祉サービス等給付費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から高額障害福祉サービス等給付費算定基準額を控除して得た額に支給決定障害者等按分率（支給決定障害者等が同一の月に受けたサービスに係る第一号及び第三号に掲げる額並びに購入等をした補装具に係る第二号に掲げる額を合算した額を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。第三項第二号において同じ。）を乗じて得た額とする。

一 (略)

二 同一の世帯に属する補装具費支給対象障害者等（補装具費支給対象障害者等が特定支給決定障害者である場合にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者である補装具費支給対象障害者等に限り、）が同一の月に購入等をした補装具に係る法第七十六条第二項に規定する基準額の合計額から当該購入等をした補装具につき支給された同

条第一項に規定する補装具費の合計額を控除して得た額

三 同一の世帯に属する支給決定障害者等（法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限り、）が同一の月に受けた居宅サービス等に係る介護サービス費等（高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、高額介護予防サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費を除く。）の合計額に九十分の百（介護保険法第四十九条の二又は第五十九条の二の規定が適用される場合にあつては八十分の百、同法第五十条第一項又は第六十条第一項の規定が適用される場合にあつては百分の百をこれらの規定に規定する百分の

し、その額は、利用者負担世帯合算額から高額障害福祉サービス等給付費算定基準額を控除して得た額に支給決定障害者等按分率（支給決定障害者等が同一の月に受けたサービスに係る第一号及び第三号に掲げる額並びに購入又は修理をした補装具に係る第二号に掲げる額を合算した額を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。第三項第二号において同じ。）を乗じて得た額とする。

一 (略)

二 同一の世帯に属する補装具費支給対象障害者等（補装具費支給対象障害者等が特定支給決定障害者である場合にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者である補装具費支給対象障害者等に限り、）が同一の月に購入又は修理をした補装具に係る法第七十六条第二項に規定する基準額の合計額から当該購入又は修理をした補装具につき

支給された同条第一項に規定する補装具費の合計額を控除して得た額

三 同一の世帯に属する支給決定障害者等（法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限り、）が同一の月に受けた居宅サービス等に係る介護サービス費等（高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費を除く。）の合計額に九十分の百（介護保険法第四十九条の二又は第五十九条の二の規定が適用される場合にあつては八十分の百、同法第五十条第一項又は第六十条第一項の規定が適用される場合にあつては百分の百をこれらの規定に規定する百分の九十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除

九十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合、同法第五十条第二項又は第六十条第二項の規定が適用される場合にあつては百分の百をこれらの規定に規定する百分の八十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合)を乗じて得た額から当該居宅サービス等につき支給された介護サービス費等の合計額を控除して得た額

四 同一の世帯に属する児童福祉法第六条の二の二第九項に規定する通所給付決定保護者(同項に規定する通所給付決定保護者が特定支給決定障害者である場合にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者である同項に規定する通所給付決定保護者に限る。)が同一の月に受けた同条第一項に規定する障害児通所支援に係る同法第二十一条の五の三第二項第一号に掲げる額及び同法第二十一条の五の四第三項各号に定める額の合計額から当該障害児通所支援につき支給された同法第二十一条の五の五第一項に規定する障害児通所給付費等の合計額を控除して得た額

五 (略)

2 (略)

3 第十七条第二号又は第三号に掲げる支給決定障害者等が同一の月に受けたサービスに係る第一項第一号に掲げる額、同項第四号に掲げる額(当該支給決定障害者等(法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。)が通所給付決定保護者(児童福祉法第六条の二の二第九項に規定する通所給付決定保護者をいう。以下この条において同じ。)である場合における当該通所給付決定保護

して得た割合、同法第五十条第二項又は第六十条第二項の規定が適用される場合にあつては百分の百をこれらの規定に規定する百分の八十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合)を乗じて得た額から当該居宅サービス等につき支給された介護サービス費等の合計額を控除して得た額

四 同一の世帯に属する児童福祉法第六条の二の二第八項に規定する通所給付決定保護者(同項に規定する通所給付決定保護者が特定支給決定障害者である場合にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者である同項に規定する通所給付決定保護者に限る。)が同一の月に受けた同条第一項に規定する障害児通所支援に係る同法第二十一条の五の三第二項第一号に掲げる額及び同法第二十一条の五の四第三項各号に定める額の合計額から当該障害児通所支援につき支給された同法第二十一条の五の五第一項に規定する障害児通所給付費等の合計額を控除して得た額

五 (略)

2 (略)

3 第十七条第二号又は第三号に掲げる支給決定障害者等が同一の月に受けたサービスに係る第一項第一号に掲げる額、同項第四号に掲げる額(当該支給決定障害者等(法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。)が通所給付決定保護者(児童福祉法第六条の二の二第八項に規定する通所給付決定保護者をいう。以下この条において同じ。)である場合における当該通所給付決定保護

者が同一の月に受けたサービスに係るものとする。以下この項及び第五項において同じ。）及び第一項第五号に掲げる額（当該支給決定障害者等（法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。）が入所給付決定保護者（児童福祉法第二十四条の三第六項に規定する入所給付決定保護者をいう。以下この条において同じ。）である場合における当該入所給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係るものとする。以下この項及び第五項において同じ。）を合算した額が負担上限月額（当該支給決定障害者等（法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。）が通所給付決定保護者又は入所給付決定保護者である場合にあつては、当該負担上限月額と特定保護者負担上限月額のいずれか高い額とする。以下この項及び第五項において同じ。）を超えるときは、第一項の規定にかかわらず、当該支給決定障害者等に対して高額障害福祉サービス等給付費を支給するものとし、その額は、次に掲げる額を合算した額とする。

一 当該支給決定障害者等に係る第一項第一号、第四号及び第五号に掲げる額を合算した額から負担上限月額を控除して得た額（当該支給決定障害者等（法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。）が通所給付決定保護者又は入所給付決定保護者である場合にあつては、その額に障害児保護者按分率（通所給付決定保護者又は入所給付決定保護者である支給決定障害者等が同一の月に受けたサービスに係る第一項第一号に掲げる額を同号、同項第四号及び同項第五号に掲げる額を合算した額で除して得た率を

者が同一の月に受けたサービスに係るものとする。以下この項及び第五項において同じ。）及び第一項第五号に掲げる額（当該支給決定障害者等（法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。）が入所給付決定保護者（児童福祉法第二十四条の三第六項に規定する入所給付決定保護者をいう。以下この条において同じ。）である場合における当該入所給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係るものとする。以下この項及び第五項において同じ。）を合算した額が負担上限月額（当該支給決定障害者等（法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。）が通所給付決定保護者又は入所給付決定保護者である場合にあつては、当該負担上限月額と特定保護者負担上限月額のいずれか高い額とする。以下この項及び第五項において同じ。）を超えるときは、第一項の規定にかかわらず、当該支給決定障害者等に対して高額障害福祉サービス等給付費を支給するものとし、その額は、次に掲げる額を合算した額とする。

一 当該支給決定障害者等に係る第一項第一号、第四号及び第五号に掲げる額を合算した額から負担上限月額を控除して得た額（当該支給決定障害者等（法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。）が通所給付決定保護者又は入所給付決定保護者である場合にあつては、その額に障害児保護者按分率（通所給付決定保護者又は入所給付決定保護者である支給決定障害者等が同一の月に受けたサービスに係る第一項第一号に掲げる額を同号、同項第四号及び同項第五号に掲げる額を合算した額で除して得た率を

いう。)を乗じて得た額とする。)

二 調整後利用者負担世帯合算額から第一項の高額障害福祉サービス等給付費算定基準額を控除して得た額(その額が零を下回る場合には、零とする。)に支給決定障害者等按分率を乗じて得た額

4・5 (略)

6 高額障害福祉サービス等給付費は、支給決定障害者(前条第五項各号

に掲げる要件のいずれにも該当する者に限る。)及び法第七十六条の二第一項第二号に掲げる障害者(以下この項及び次項において「特定給付対象者」という。)については、当該特定給付対象者及び当該特定給付対象者と同一の世帯に属するその配偶者が障害福祉相当介護保険サービスのあつた月の属する年度(障害福祉相当介護保険サービスのあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である場合又は当該特定給付対象者及び当該特定給付対象者と同一の世帯に属するその配偶者が障害福祉相当介護保険サービスのあつた月において被保護者若しくは要保護者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合に支給するものとし、その額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。

一 当該特定給付対象者が同一の月に受けた障害福祉相当介護保険サービスに係る介護保険法第五十一条に規定する居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着

いう。)を乗じて得た額とする。)

二 調整後利用者負担世帯合算額から第一項の高額障害福祉サービス等給付費算定基準額を控除して得た額(その額が零を下回る場合には、零とする。)に支給決定障害者等按分率を乗じて得た額

4・5 (略)

(新設)

型介護サービス費（次号イにおいて「居宅介護サービス費等」という。）の合計額に九十分の百（同法第四十九条の二の規定が適用される場合にあつては八十分の百、同法第五十条第一項の規定が適用される場合にあつては百分の百をこれらの規定に規定する百分の九十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合、同条第二項の規定が適用される場合にあつては百分の百をこれらの規定に規定する百分の八十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た額（次項において「障害福祉相当介護保険サービス費用」という。）

二 イ及びロに掲げる額の合計額

イ 当該特定給付対象者が同一の月に受けた障害福祉相当介護保険サービスにつき支給された居宅介護サービス費等

ロ 当該特定給付対象者に対して支給された高額介護サービス費及び高額医療合算介護サービス費の合計額に障害福祉相当按分率を乗じて得た額

7

前項第二号ロの「障害福祉相当按分率」とは、特定給付対象者が同一の月に受けた居宅サービス等に係る介護サービス費等（高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、高額介護予防サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費を除く。）の合計額に九十分の百（介護保険法第四十九条の二又は第五十九条の二の規定が適用される場合にあつては八十分の百、同法第五十条第一項又は第六十条第一項の規定が適用される場合にあつては百分の百をこれらの規定に規定する百分の九十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割

合、同法第五十条第二項又は第六十条第二項の規定が適用される場合に
あつては百分の百をこれらの規定に規定する百分の八十を超え百分の百
以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合)を乗じて
得た額をもつて障害福祉相当介護保険サービス費用を除して得た率をい
う。

8 | (略)

6 | 高額障害福祉サービス等給付費の支給に関する手続に関して必要な事
項は、厚生労働省令で定める。

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条の二）</p> <p>第二章 保育士（第四条―第二十一条）</p> <p>第三章 福祉の保障（第二十二条―第三十四条）</p> <p>第四章 事業、養育里親及び児童福祉施設（第三十五条―第三十八条）</p> <p>第五章 費用（第三十九条―第四十四条）</p> <p>第六章 審査請求（第四十四条の二―第四十四条の七）</p> <p>第七章 雑則（第四十四条の八―第四十七条）</p> <p>附則</p> <p>第二十四条 法第二十一条の五の三第二項第二号に規定する当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（第二十五条の五第四項及び第二十七条の四第四項において「障害児通所支援負担上限月額」という。）は、次の各号に掲げる通所給付決定保護者（法第六条の二の二第九項に規定する通所給付決定保護者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一〜四 （略）</p> <p>五 市町村民税世帯非課税者（通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者（通所給付決定保護者である支給決定障害者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条の二）</p> <p>第二章 保育士（第四条―第二十一条）</p> <p>第三章 福祉の保障（第二十二条―第三十四条）</p> <p>第四章 事業、養育里親及び児童福祉施設（第三十五条―第三十八条）</p> <p>第五章 費用（第三十九条―第四十四条）</p> <p>第六章 審査請求（第四十四条の二―第四十四条の七）</p> <p>第七章 雑則（第四十五条―第四十七条）</p> <p>附則</p> <p>第二十四条 法第二十一条の五の三第二項第二号に規定する当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（第二十五条の五第四項及び第二十七条の四第四項において「障害児通所支援負担上限月額」という。）は、次の各号に掲げる通所給付決定保護者（法第六条の二の二第八項に規定する通所給付決定保護者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一〜四 （略）</p> <p>五 市町村民税世帯非課税者（通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者（通所給付決定保護者である支給決定障害者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため</p>

の法律第五条第二十三項に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。）が特定支給決定障害者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第十七条第四号に規定する特定支給決定障害者をいう。以下同じ。）である場合に於ては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。）が指定通所支援のあつた月の属する年度（指定通所支援のあつた月が四月から六月までの場合に於ては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。第二十五条の二第二号ホ及び第二十七条の二第三号において同じ。）を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合に於ける当該通所給付決定保護者をいう。第二十五条の十三第一項において同じ。）又は通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定通所支援のあつた月において被保護者である場合若しくは要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者 零

第二十五条の五 高額障害児通所給付費は、次に掲げる額を合算した額（以下「利用者負担世帯合算額」という。）が高額障害児通所給付費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から高額障害児通所給付費算定基準額を控除して得た額に通所給付決定保護者按分率（通所給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに

の法律第五条第二十一項に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。）が特定支給決定障害者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第十七条第四号に規定する特定支給決定障害者をいう。以下同じ。）である場合に於ては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。）が指定通所支援のあつた月の属する年度（指定通所支援のあつた月が四月から六月までの場合に於ては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。第二十五条の二第二号ホ及び第二十七条の二第三号において同じ。）を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合に於ける当該通所給付決定保護者をいう。第二十五条の十三第一項において同じ。）又は通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定通所支援のあつた月において被保護者である場合若しくは要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者 零

第二十五条の五 高額障害児通所給付費は、次に掲げる額を合算した額（以下「利用者負担世帯合算額」という。）が高額障害児通所給付費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から高額障害児通所給付費算定基準額を控除して得た額に通所給付決定保護者按分率（通所給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに

係る第一号に掲げる額及び購入、借受け又は修理（第四号及び第二十七
条の四第一項において「購入等」という。）をした補装具（障害者の日
常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第二十五項に
規定する補装具をいう。第四号及び第二十七条の四第一項において同じ
。）であつて、通所給付決定に係る障害児が使用するものに係る第四号
に掲げる額を合算した額を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう
。第三項第二号において同じ。）を乗じて得た額とする。

一（三）（略）

四 同一の世帯に属する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援
するための法律第七十六条第一項に規定する補装具費支給対象障害者
等（補装具費支給対象障害者等が特定支給決定障害者である場合に
あつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。）が同一の
月に購入等をした補装具に係る同条第二項に規定する基準額の合計額
から当該購入等をした補装具につき支給された同条第一項に規定する
補装具費の合計額を控除して得た額

五 同一の世帯に属する支給決定障害者等（障害者の日常生活及び社会
生活を総合的に支援するための法律第十九条第一項の規定により同項
に規定する支給決定を受けた障害者に限る。）が同一の月に受けた居
宅サービス等（介護保険法第五十一条に規定する居宅サービス（これ
に相当するサービスを含む。）、地域密着型サービス（これに相当す
るサービスを含む。）及び施設サービス並びに同法第六十一条に規定
する介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）及び地域
密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）をいう

係る第一号に掲げる額及び購入又は修理をした補装具（障害者の日常生
活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第二十三項に規定
する補装具をいう。第四号及び第二十七条の四第一項において同じ。）
であつて、通所給付決定に係る障害児が使用するものに係る第四号に掲
げる額を合算した額を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。第
三項第二号において同じ。）を乗じて得た額とする。

一（三）（略）

四 同一の世帯に属する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援
するための法律第七十六条第一項に規定する補装具費支給対象障害者
等（補装具費支給対象障害者等が特定支給決定障害者である場合に
あつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。）が同一の
月に購入又は修理をした補装具に係る同条第二項に規定する基準額の
合計額から当該購入又は修理をした補装具につき支給された同条第一
項に規定する補装具費の合計額を控除して得た額

五 同一の世帯に属する支給決定障害者等（障害者の日常生活及び社会
生活を総合的に支援するための法律第十九条第一項の規定により同項
に規定する支給決定を受けた障害者に限る。）が同一の月に受けた居
宅サービス等（介護保険法第五十一条に規定する居宅サービス（これ
に相当するサービスを含む。）、地域密着型サービス（これに相当す
るサービスを含む。）及び施設サービス並びに同法第六十一条に規定
する介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）及び地域
密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）をいう

。以下この号において同じ。)に係る介護サービス費等(同法第五十一条に規定する居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費及び特例施設介護サービス費並びに同法第六十一条に規定する介護予防サービス費、特例介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費及び特例地域密着型介護予防サービス費をいう。以下この号において同じ。)の合計額に九十分の百(同法第四十九条の二又は第五十九条の二の規定が適用される場合にあつては八十分の百、同法第五十条第一項又は第六十条第一項の規定が適用される場合にあつては百分の百をこれらの規定に規定する百分の九十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合、同法第五十条第二項又は第六十条第二項の規定が適用される場合にあつては百分の百をこれらの規定に規定する百分の八十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合)を乗じて得た額から当該居宅サービス等につき支給された介護サービス費等並びに同法第五十一条に規定する高額介護サービス費、同法第五十一条の二に規定する高額医療合算介護サービス費、同法第六十一条に規定する高額介護予防サービス費及び同法第六十一条の二に規定する高額医療合算介護予防サービス費の合計額を控除して得た額

②⑥ (略)

第二十五条の七 指定障害児通所支援事業者(法第二十一条の五の三に規定する指定障害児通所支援事業者をいう。次項及び第二十五条の十二に

。以下この号において同じ。)に係る介護サービス費等(同法第五十一条に規定する居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費及び特例施設介護サービス費並びに同法第六十一条に規定する介護予防サービス費、特例介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費及び特例地域密着型介護予防サービス費をいう。以下この号において同じ。)の合計額に九十分の百(同法第四十九条の二又は第五十九条の二の規定が適用される場合にあつては八十分の百、同法第五十条第一項又は第六十条第一項の規定が適用される場合にあつては百分の百をこれらの規定に規定する百分の九十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合、同法第五十条第二項又は第六十条第二項の規定が適用される場合にあつては百分の百をこれらの規定に規定する百分の八十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合)を乗じて得た額から当該居宅サービス等につき支給された介護サービス費等並びに同法第五十一条に規定する高額介護サービス費及び同法第六十一条に規定する高額介護予防サービス費の合計額を控除して得た額

②⑥ (略)

第二十五条の七 指定障害児通所支援事業者(法第二十一条の五の三に規定する指定障害児通所支援事業者をいう。次項及び第二十五条の十二に

において同じ。)(医療型児童発達支援を提供するものを除く。)、指定障害児入所施設(法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設をいう。第二十七条の十一において同じ。)、又は指定障害児相談支援事業者(法第二十四条の二十六第一項第一号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。第二十七条の十八において同じ。)に係る法第二十一条の五の十五第三項第五号(法第二十一条の五の十六第四項、第二十一条の五の十九第二項、第二十四条の九第三項(法第二十四条の十第四項及び第二十四条の十三第二項)において準用する場合を含む。)、及び第二十四条の二十八第二項(法第二十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。)(において準用する場合を含む。)(の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一～三 (略)

② 指定障害児通所支援事業者のうち医療型児童発達支援を提供するものに係る法第二十一条の五の十五第三項第五号(法第二十一条の五の十六第四項及び第二十一条の五の十九第二項)において準用する場合を含む。)(の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一～三 (略)

第二十五条の八 法第二十一条の五の十五第三項第五号の二(法第二十一条の五の十六第四項、第二十一条の五の十九第二項、第二十四条の九第三項(法第二十四条の十第四項及び第二十四条の十三第二項)において準用する場合を含む。)(及び第二十四条の二十八第二項(法第二十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。)(において準用する場合を含む。)(

において同じ。)(医療型児童発達支援を提供するものを除く。)、指定障害児入所施設(法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設をいう。第二十七条の十一において同じ。)、又は指定障害児相談支援事業者(法第二十四条の二十六第一項第一号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。第二十七条の十八において同じ。)に係る法第二十一条の五の十五第二項第五号(法第二十一条の五の十六第四項、第二十一条の五の十九第二項(法第二十四条の十第四項)において準用する場合を含む。)(及び第二十四条の二十八第二項(法第二十四条の二十九第四項)において準用する場合を含む。)(において準用する場合を含む。)(の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一～三 (略)

② 指定障害児通所支援事業者のうち医療型児童発達支援を提供するものに係る法第二十一条の五の十五第二項第五号(法第二十一条の五の十六第四項)において準用する場合を含む。)(の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一～三 (略)

第二十五条の八 法第二十一条の五の十五第二項第五号の二(法第二十一条の五の十六第四項、第二十四条の九第二項(法第二十四条の十第四項)において準用する場合を含む。)(及び第二十四条の二十八第二項(法第二十四条の二十九第四項)において準用する場合を含む。)(において準用する場合を含む。)(の政令で定める法律の規定は、第二十二条の六各号

含む。)の政令で定める法律の規定は、第二十二条の六各号に掲げる規定とする。

第二十五条の九 法第二十一条の五の十五第三項第六号(法第二十一条の五の十六第四項及び第二十一条の五の十九第二項において準用する場合を含む。)の政令で定める使用人は、障害児通所支援事業所(法第二十一条の五の十五第一項に規定する障害児通所支援事業所をいう。)を管理する者とする。

第二十五条の十 (略)

(削る)	(略)	法の規定中 読み替える 規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	(略)			

第二十五条の十の二 法第二十一条の五の十九第二項の規定による技術的読替は、次の表のとおりとする。

法の規定中	読み替えられる字句	読み替える字句
-------	-----------	---------

に掲げる規定とする。

第二十五条の九 法第二十一条の五の十五第二項第六号(法第二十一条の五の十六第四項において準用する場合を含む。)の政令で定める使用人は、障害児通所支援事業所(法第二十一条の五の十五第一項に規定する障害児通所支援事業所をいう。)を管理する者とする。

第二十五条の十 法第二十一条の五の十六第四項の規定による技術的読替は、次の表のとおりとする。

第二十一条の五の十五第二項第十号	(略)	法の規定中 読み替える 規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	(略)		指定の申請	指定の更新の申請

(新設)

読み替える 規定		
第二十一条 の五の十五 第三項及び 第五項	第一項の申請	第二十一条の五の十九第一 項の指定障害児通所支援事 業者に係る第二十一条の五 の三第一項の指定の変更の 申請

第二十七条の四 高額障害児入所給付費は、利用者負担世帯合算額が高額障害児入所給付費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から高額障害児入所給付費算定基準額を控除して得た額に入所給付決定保護者按分率（入所給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係る第二十五条の五第一項第二号に掲げる額及び購入等をした補装具であつて、入所給付決定（法第二十四条の三第四項に規定する入所給付決定をいう。）に係る障害児が使用するものに係る第二十五条の五第一項第四号に掲げる額を合算した額を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。第三項第二号において同じ。）を乗じて得た額とする。

②～⑥ (略)

第二十七条の八 法第二十四条の九第三項の規定による技術的読替は、次の表のとおりとする。

法の規定中	読み替えられる字句	読み替える字句
-------	-----------	---------

第二十七条の四 高額障害児入所給付費は、利用者負担世帯合算額が高額障害児入所給付費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から高額障害児入所給付費算定基準額を控除して得た額に入所給付決定保護者按分率（入所給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係る第二十五条の五第一項第二号に掲げる額及び購入又は修理をした補装具であつて、入所給付決定（法第二十四条の三第四項に規定する入所給付決定をいう。）に係る障害児が使用するものに係る第二十五条の五第一項第四号に掲げる額を合算した額を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。第三項第二号において同じ。）を乗じて得た額とする。

②～⑥ (略)

第二十七条の八 法第二十四条の九第二項の規定による技術的読替は、次の表のとおりとする。

法の規定中	読み替えられる字句	読み替える字句
-------	-----------	---------

読み替える 規定	第二十一条 の五の十五 第三項	第二十一条 の五の十五 第三項第二 号	第二十一条 の五の十五 第三項第三 号	第二十一条 の五の十五	第二十一条 の五の十五	第二十一条 の五の十五	第二十一条 の五の十五
	第一項の申請	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	第二十一条の五の二十三第一項又は
	第二十四条の九第一項の指定障害児入所施設に係る第二十四条の二第一項の指定の申請	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	第二十四条の十七又は

読み替える 規定	第二十一条 の五の十五 第二項	第二十一条 の五の十五 第二項第二 号	第二十一条 の五の十五 第二項第三 号	第二十一条 の五の十五	第二十一条 の五の十五	第二十一条 の五の十五	第二十一条 の五の十五
	前項	次の各号（医療型児童発達支援に係る指定の申請にあつては、第七号を除く。）	障害児通所支援事業所	第二十一条の五の十八第一項	第二十一条の五の十八第二項	指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準	障害児通所支援事業
	第二十四条の九第一項の指定障害児入所施設に係る第二十四条の二第一項の指定	第一号から第六号まで又は第八号から第十四号まで	障害児入所施設（第四十二条に規定する障害児入所施設をいう。以下この項において同じ。）	第二十四条の十二第二項	第二十四条の十二第二項	指定障害児入所施設等の設備及び運営に関する基準	障害児入所施設

第三項第六号		(略)		指定障害児通所支援事業者の		(略)		指定障害児入所施設(第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設をいう。)	
第二十一条の五の十五		(略)		第二十一条の五の十九第四項の規定による事業の廃止の届出		(略)		(略)	
第三項第九号		(略)		第二十一条の五の十九第四項の規定による事業の廃止の届出		(略)		第二十四条の十四の規定による指定の辞退	
第二十一条		(略)		(略)		(略)		(略)	
第三項第十号		(略)		第二十一条の五の十九第四項の規定による事業の廃止の届出		(略)		第二十四条の十四の規定による指定の辞退	
(略)		(略)		(略)		(略)		(略)	

第二項第六号		障害児通所支援事業所		指定障害児通所支援事業者の		障害児入所施設		指定障害児入所施設(第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設をいう。以下この号において同じ。)	
第二十一条の五の十五		第二十一条の五の二十三第一項		第二十一条の五の十九第二項の規定による事業の廃止の届出		第二十四条の十七		第二十四条の十四の規定による指定の辞退	
第二項第九号		第二十一条の五の二十一第一項		第二十一条の五の二十三第一項		第二十四条の十五第一項		第二十四条の十四の規定による指定の辞退	
第二十一条		第二十一条の五の二十三第一項		第二十一条の五の十九第二項の規定による事業の廃止の届出		第二十四条の十七		第二十四条の十四の規定による指定の辞退	
第二項第十号		第二十一条の五の二十三第一項		第二十一条の五の十九第二項の規定による事業の廃止の届出		第二十四条の十七		第二十四条の十四の規定による指定の辞退	
(略)		(略)		(略)		(略)		(略)	

第二十一条の五の十五	第二十一条の五の十九第四項	(略)
第三項第十		(略)
一号		(略)
第二十一条の五の十五		(略)
第三項第十		(略)
二号		(略)

第二十七条の九 法第二十四条の九第三項（法第二十四条の十第四項及び第二十四条の十三第二項において準用する場合を含む。）において準用する法第二十一条の五の十五第三項第六号の政令で定める使用人は、障害児入所施設（法第四十二条に規定する障害児入所施設をいう。以下同じ。）を管理する者とする。

法の規定中 読み替える 規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第二十四条	第一項の申請	第二十四条の十第一項の指

第二十一条の五の十五	第二十一条の五の十九第二項	当該届出
第二項第十	事業の廃止の届出	第二十四条の十四
一号	当該事業の廃止について	指定の辞退
第二十一条の五の十五	当該届出	当該辞退
第二項第十	障害児通所支援	障害児入所支援
二号		

第二十七条の九 法第二十四条の九第二項において準用する法第二十一条の五の十五第二項第六号の政令で定める使用人は、障害児入所施設（法第四十二条に規定する障害児入所施設をいう。以下同じ。）を管理する者とする。

第二十七条の十 法第二十四条の十第四項の規定による技術的読替は、次の表のとおりとする。

法の規定中 読み替える 規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第二十四条	前項	第二十四条の十第一項の指

用する第二 十一条の五 の十五第三 項第六号	(略)	指定障害児通所支援事業者 指定障害児入所施設（第二 十四条の二第一項に規定す る指定障害児入所施設をい う。）の	(略)	第二十四条	(略)	第二十一条の五の十九第四 項の規定による事業の廃止 による指定の辞退	の十五第三 項第九号	(略)	第二十四条 の九第三項	(略)	第二十一条の五の十九第四 項の規定による事業の廃止 による指定の辞退	の九第三項 において準 用する第二 十一条の五	(略)	第二十一条の五の十九第四 項	の十五第三 項第十号	(略)	(略)	(略)	(略)	
				第二十一条の五の二十三第 一項	(略)															第二十一条の五の二十三第 一項
				第二十一条の五の二十三第 二項	(略)															第二十一条の五の二十三第 二項
				第二十一条の五の二十三第 三項	(略)															第二十一条の五の二十三第 三項
				第二十一条の五の二十三第 四項	(略)															第二十一条の五の二十三第 四項

用する第二 十一条の五 の十五第二 項第六号	業 者	当該指定障害児通所支援事 業者 設置者	以下この号において同 じ。）の	第二十四条	第二十一条の五の二十三第 一項	第二十四条の五の二十三第 二項 の規定による事業の廃止 による指定の辞退	の十五第二 項第九号	当該届出	第二十一条の五の二十一第 一項	第二十一条の五の二十一第 二項	第二十一条の五の二十三第 三項	の九第二項 において準 用する第二 十一条の五	第二十一条の五の二十三第 四項	の十五第二 項第十号	当該届出	当該事業の廃止	事業の廃止の届出	指定の辞退	当該指定の辞退	当該辞退	
				第二十一条の五の二十三第 二項	(略)																第二十一条の五の二十三第 二項
				第二十一条の五の二十三第 三項	(略)																第二十一条の五の二十三第 三項
				第二十一条の五の二十三第 四項	(略)																第二十一条の五の二十三第 四項
				第二十一条の五の二十三第 五項	(略)																第二十一条の五の二十三第 五項

第二十四条の九第三項	第二十一条の五の十九第四項	第二十四条の十四
において準用する第二十一条の五	(略)	(略)
の十五第三項	(略)	(略)
項第十一号	(略)	(略)
第二十四条の九第三項において準用する第二十一条の五の十五第三項	障害児通所支援	障害児入所支援
項第十二号		

第二十七条の十の二 法第二十四条の十三第二項の規定による技術的読替

えは、次の表のとおりとする。

法の規定中 読み替える 規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十四条の九第二項	前項	第二十四条の十三第一項の 指定障害児入所施設に係る 第二十四条の二第一項の指

第二十四条の九第二項	第二十一条の五の十九第二項	第二十四条の十四
において準用する第二十一条の五	事業の廃止の届出	指定の辞退
の十五第二項	当該事業の廃止について	当該指定の辞退について
項第十一号	当該届出	当該辞退
第二十四条の九第二項において準用する第二十一条の五の十五第二項	指定の申請	指定の更新の申請
項第十二号	障害児通所支援	障害児入所支援

(新設)

第二十四条 の九第三項 において準 用する第二 十一条の五 の十五第三 項第三号	第一項の申請	第二十四条の十三第一項の 指定障害児入所施設に係る 第二十四条の二第一項の指 定の変更の申請
第二十四条 の九第三項 において準 用する第二 十一条の五 の十五第三 項	次の各号（医療型児童発達 支援に係る指定の申請にあ つては、第七号を除く。） 障害児通所支援事業所	第一号から第六号まで又は 第八号から第十四号まで 障害児入所施設（第四十二 条に規定する障害児入所施 設をいう。以下この項にお いて同じ。）
第二十四条 の九第三項 において準 用する第二 十一条の五 の十五第三 項第二号	第二十一条の五の十八第一 項	第二十四条の十二第一項
第二十四条 の九第三項 において準 用する第二 十一条の五 の十五第三 項	第二十一条の五の十八第二 項 指定通所支援の事業の設備 及び運営に関する基準 障害児通所支援事業	第二十四条の十二第二項 指定障害児入所施設等の設 備及び運営に関する基準 障害児入所施設
第二十四条	第二十一条の五の二十三第	第二十四条の十七又は

の九第三項 において準 用する第二 十一条の五 の十五第三 項第六号	一項又は 障害児通所支援事業所	障害児入所施設
	指定障害児通所支援事業者 の	指定障害児入所施設（第二 十四条の二第一項に規定す る指定障害児入所施設をい う。）の
第二十四条 の九第三項 において準 用する第二 十一条の五 の十五第三 項第九号	業者 当該指定障害児通所支援事 業者	当該指定障害児入所施設の 設置者
	第二十一条の五の二十三第 一項	第二十四条の十七
第二十一条の五の十九第四 項	第二十一条の五の十九第四 項の規定による事業の廃止 の届出	第二十四条の十四の規定に よる指定の辞退
	当該事業の廃止	当該指定の辞退
第二十一条の五の二十三第 一項	第二十一条の五の二十三第 一項	第二十四条の十七
	第二十一条の五の二十三第 一項	第二十四条の十七
第二十一条の五の十九第四 項	第二十一条の五の十九第四 項	第二十四条の十四
	事業の廃止の届出	指定の辞退
当該事業の廃止	当該事業の廃止	当該指定の辞退

第三項			第二十一項			第二十一項					
号	第三項第六	の五の十五	第二十一項	号	第三項第三	の五の十五	第二十一項	号	第三項第二	の五の十五	第二十一項
(略)	(略)	一項又は	第二十一項の五の二十三第	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	第二十四項の三十六又は	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	の申請

第二項			第二十一項			第二十一項					
号	第二項第六	の五の十五	第二十一項	号	第二項第三	の五の十五	第二十一項	号	第二項第二	の五の十五	第二十一項
の	指定障害児通所支援事業者	障害児通所支援事業所	第二十一項の五の二十三第	障害児通所支援事業	備及び運営に関する基準	障害児通所支援事業	第二十一項の五の十八第二	項の都道府県の条例	第二十一項の五の十八第一	障害児通所支援事業所	次の各号（医療型児童発達支援に係る指定の申請にあつては、第七号を除く。）
の	指定障害児通所支援事業者	障害児相談支援事業所	第二十四項の三十六の	障害児相談支援事業	運営に関する基準	障害児相談支援事業	第二十四項の三十一第二	の厚生労働省令	第二十四項の三十一第一	障害児相談支援事業所（第二十四項の二十八第一項に規定する障害児相談支援事業所をいう。以下この項において同じ。）	第一号から第三号まで、第五号から第十号まで、第十二号又は第十三号

第二十一号	第二十一条 の五の十五 第三項第十	項	第二十一条の五の十九第四	(略)	第三項第十	の五の十五	第二十一条	号	項	第二十一条の五の十九第四	(略)	第三項第七	の五の十五	第二十一条	号	(略)	(略)	(略)
			(略)							(略)								
第二十一号	第二十一条 の五の十五 第三項第十	項	第二十四条の三十二第二	(略)	第三項第十	の五の十五	第二十一条	号	項	第二十四条の三十二第二	(略)	第三項第七	の五の十五	第二十一条	号	(略)	(略)	(略)
			(略)							(略)								

第二十一号	第二十一条 の五の十五 第二項第十	項	第二十一条の五の十九第二	都道府県知事	第二十一条の五の二十三第一	第二十一条の五の二十一第一	第二十一条の五の十九第二	第二十一条の五の二十三第一	指定障害児通所支援事業者	第二十一条の五の二十三第一	業者	当該指定障害児通所支援事
			障害児通所支援									
第二十一号	第二十一条 の五の十五 第二項第十	項	第二十四条の三十二第二	市町村長	第二十四条の三十六	第二十四条の三十四第一	第二十四条の三十二第二	第二十四条の三十六	指定障害児相談支援事業者	第二十四条の三十六	業者	当該指定障害児相談支援事
			障害児相談支援									

以下この項において同じ。
。

第二十一条 の五の十五 第三項第十 三号	(略)	(略)
-------------------------------	-----	-----

第二十七条の十六 法第二十四条の二十八第二項(法第二十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。)において準用する法第二十一条の五の十五第三項第六号の政令で定める使用人は、障害児相談支援事業所(法第二十四条の二十八第一項に規定する障害児相談支援事業所をいう。第二十七条の十九において同じ。)を管理する者とする。

第二十七条の十七 (略)

法の規定中 読み替える 規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十四条 の二十八第 一項	総合的に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十八条第十八項に規定する相談支援を行う者として厚生労働省令で定める基準に該当する者	指定障害児相談支援事業者

第二十一条 の五の十五 第二項第十 三号	第四号から第六号まで又は第五号から第六号まで、第九号、第十号又は前号	
-------------------------------	------------------------------------	--

第二十七条の十六 法第二十四条の二十八第二項において準用する法第二十一条の五の十五第二項第六号の政令で定める使用人は、障害児相談支援事業所(法第二十四条の二十八第一項に規定する障害児相談支援事業所をいう。第二十七条の十九において同じ。)を管理する者とする。

第二十七条の十七 法第二十四条の二十九第四項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中 読み替える 規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十四条 の二十八第 一項	総合的に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十八条第十六項に規定する相談支援を行う者として厚生労働省令で定める基準に該当する者	指定障害児相談支援事業者

第二十四条の二十八第二項において準用する	第二十一条の五の十九第四項	第二十四条の三十二第二項	第二十四条の二十八第二項	第二十一条の五の二十三第一項又は	第二十四条の三十六又は
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第二十四条の二十八第二項において準用する	第二十一条の五の十九第二項	第二十四条の三十二第二項	第二十一条の五の二十三第一項	第二十一条の五の二十三第一項の	第二十一条の五の二十三第一項の
指定障害児通所支援事業者	指定障害児通所支援事業者	指定障害児相談支援事業者	指定障害児通所支援事業者	指定障害児通所支援事業者	指定障害児相談支援事業者
当該指定障害児通所支援事業者	当該指定障害児通所支援事業者	当該指定障害児相談支援事業者	当該指定障害児通所支援事業者	当該指定障害児通所支援事業者	当該指定障害児相談支援事業者
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第二十一条の五の十五 第三項第九号	(略)	(略)	(略)	(略)	第二十一条の五の十五 第三項第十号	障害児通所支援	第二十四条の二十八第二項において準用する第二十一条の五の十五第三項第十号
第二十一条の五の十五 第三項第九号	(略)	(略)	(略)	(略)	第二十四条の三十二第二項	障害児相談支援	第二十四条の二十八第二項において準用する第二十一条の五の十五第三項第十号

第二十一条の五の十五 第二項第九号	第二十一条の五の二十一第一項	第二十一条の五の二十三第一項	第二十一条の五の二十三第一項	第二十一条の五の二十三第一項	第二十一条の五の二十三第一項	都道府県知事	第二十一条の五の二十三第一項
第二十一条の五の十五 第二項第九号	第二十一条の五の二十一第一項	第二十一条の五の二十三第一項	第二十一条の五の二十三第一項	第二十一条の五の二十三第一項	第二十一条の五の二十三第一項	市町村長	第二十一条の五の二十三第一項

て準用する	
第二十一条	
の五の十五	
第三項第十	
三号	

第七章 雑則

第四十四条の八 法第五十七条の三の四第一項の指定は、同項各号に掲げる事務（以下「市町村等事務」という。）を行う事務所ごとに行う。

② 法第五十七条の三の四第一項の指定を受けようとする者は、当該指定に係る市町村等事務を行う事務所の名称及び所在地その他の厚生労働省令で定める事項を記載した申請書に、厚生労働省令で定める書類を添付して、これを当該事務所の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

③ 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、次のいずれかに該当するときは、法第五十七条の三の四第一項の指定をしてはならない。

一 申請者が、次条に規定する市町村等事務の運営に関する基準に従つて適正な市町村等事務の運営をすることができないと認められるとき

二 申請者が、障害児通所支援又は障害児相談支援を提供しているとき

て準用する	
第二十一条	
の五の十五	
第二項第十	
三号	

第七章 雑則

（新設）

- 三 申請者が、法及び第二十五条の七第一項各号又は第二項各号（第三号を除く。）に掲げる法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 四 申請者が、第四十四条の十二第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者であるとき。
- 五 申請者が、第四十四条の十二第一項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第四十四条の十第一項の規定による市町村等事務の廃止の届出をした者（当該市町村等事務の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 六 申請者が、指定の申請前五年以内に障害児通所支援若しくは障害児相談支援又は市町村等事務に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 七 申請者の役員等（法第二十一条の五の十五第三項第六号に規定する役員等をいう。ハ及びニ並びに第四十四条の十二第一項第八号において同じ。）のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ロ 第二号又は前号に該当する者
- ハ 第四十四条の十二第一項の規定により指定を取り消された法人において、その取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による

通知があつた日前六十日以内にその役員等であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの

二 第五号に規定する期間内に第四十四条の十第一項の規定による市町村等事務の廃止の届出をした法人（当該市町村等事務の廃止について相当の理由がある法人を除く。）において、同号の通知の日前六十日以内にその役員等であつた者で当該届出の日から起算して五年を経過しないもの

第四十四条の九 法第五十七条の三の四第一項に規定する指定事務受託法人（以下「指定事務受託法人」という。）は、厚生労働省令で定める市町村等事務の運営に関する基準に従い、市町村等事務を行わなければならない。

第四十四条の十 指定事務受託法人は、当該指定に係る市町村等事務を行う事務所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするとき、又は当該市町村等事務を廃止し、休止し、若しくは再開しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その三十日前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

② 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を、指定事務受託法人に事務を委託している市町村長に通知しなければならない。

第四十四条の十一 都道府県知事は、市町村等事務の適正な実施を確保す

（新設）

（新設）

（新設）

るため必要があると認めるときは、その必要な限度で、指定事務受託法人に対し、報告を求めることができる。

第四十四条の十二 都道府県知事は、指定事務受託法人が次のいずれかに

該当する場合には、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定事務受託法人が、法第五十七条の三の四第一項に規定する厚生労働省令で定める要件に該当しなくなつたとき。

二 指定事務受託法人が、第四十四条の九に規定する市町村等事務の運営に関する基準に従つて適正な市町村等事務の運営をすることができなくなつたとき。

三 指定事務受託法人が、第四十四条の八第二項第二号、第三号又は第七号のいずれかに該当するに至つたとき。

四 指定事務受託法人が、前条の規定により報告を求められて報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 指定事務受託法人が、不正の手段により法第五十七条の三の四第一項の指定を受けたことが判明したとき。

六 指定事務受託法人が、法及び第二十五条の十二第一項各号若しくは第二項各号（第三号を除く。）に掲げる法律又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

七 指定事務受託法人が、市町村等事務に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

八 指定事務受託法人の役員等のうちに、その指定の取消し又はその指

（新設）

定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に障害児通所支援若しくは障害児相談支援又は市町村等事務に關し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

② 市町村は、市町村等事務を委託した指定事務受託法人について、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

第四十四条の十三 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 法第五十七条の三の四第一項の指定をしたとき。

二 第四十四条の十第一項の規定による届出（同項の厚生労働省令で定める事項の変更に係るものを除く。）があつたとき。

三 前条第一項の規定により法第五十七条の三の四第一項の指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止したとき。

② 市町村又は都道府県は、法第五十七条の三の四第一項の規定による委託の全部又は一部を解除したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

第四十五条の三 法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）において、同項の規定により、児童相談所設置市が処理する事務は、法及びこの政令の規定により、都道府県が処理することとされている事務（法第十一条第一項第一号及び第二号イの規定による市町村相互間の連絡調整等、同項第三号の規定による広域的

（新設）

第四十五条の三 法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）において、同項の規定により、児童相談所設置市が処理する事務は、法及びこの政令の規定により、都道府県が処理することとされている事務（法第十一条第一項第一号及び第二号イの規定による市町村相互間の連絡調整等、同項第三号の規定による広域的

な対応が必要な業務、同条第二項の規定による助言、法第十三条第三項第一号の規定並びに第三条の二第二項から第七項まで、第十項及び第十一項の規定による同号に規定する施設及び講習会の指定等、法第十八条の六第一号及び第十八条の七第一項の規定並びに第五条第二項から第七項までの規定による指定保育士養成施設の指定等、法第十八条の八第二項の規定による保育士試験、同条第三項の規定による保育士試験委員の設置、法第十八条の九、第十八条の十（法第十八条の十一第二項において準用する場合を含む。）及び第十八条の十三から第十八条の十七までの規定並びに第七条、第九条、第十一条から第十三条まで及び第十五条の規定による指定試験機関の指定等、法第十八条の十八から第十八条の二十までの規定及び第十六条から第二十条までの規定による保育士の登録等、法第二十一条の五の十の規定による協力その他市町村に対する必要な援助、法第二十一条の五の二十第一項（法第二十四条の十四の二において準用する場合を含む。）の規定による関係者相互間の連絡調整又は援助、法第二章第五節第三款の規定による業務管理体制の整備等に係る質問等、法第三十三条の十八第五項及び第七項の規定による市町村長に対する通知、法第三十三条の二十第一項に規定する市町村障害児福祉計画に係る同条第十一項及び第十二項の規定による意見等、法第三十三条の二十二第二項に規定する都道府県障害児福祉計画に係る同条並びに法第三十三条の二十三及び第三十三条の二十四第一項の規定による作成等、児童相談所設置市が行う法第三十四条の三第一項に規定する障害児通所支援事業等（第九項において「障害児通所支援事業等」という。）
、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業に係る法第三十

な対応が必要な業務、同条第二項の規定による助言、法第十三条第三項第一号の規定並びに第三条の二第二項から第七項まで、第十項及び第十一項の規定による同号に規定する施設及び講習会の指定等、法第十八条の六第一号及び第十八条の七第一項の規定並びに第五条第二項から第七項までの規定による指定保育士養成施設の指定等、法第十八条の八第二項の規定による保育士試験、同条第三項の規定による保育士試験委員の設置、法第十八条の九、第十八条の十（法第十八条の十一第二項において準用する場合を含む。）及び第十八条の十三から第十八条の十七までの規定並びに第七条、第九条、第十一条から第十三条まで及び第十五条の規定による指定試験機関の指定等、法第十八条の十八から第十八条の二十までの規定及び第十六条から第二十条までの規定による保育士の登録等、法第二十一条の五の十の規定による協力その他市町村に対する必要な援助、法第二十一条の五の二十第一項（法第二十四条の十四の二において準用する場合を含む。）の規定による関係者相互間の連絡調整又は援助、法第二章第五節第三款の規定による業務管理体制の整備等に係る質問等、児童相談所設置市が行う法第三十四条の三第一項に規定する障害児通所支援事業等（第九項において「障害児通所支援事業等」という。）
、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業に係る法第三十四条の五の規定による質問等及び法第三十四条の六の規定による制限又は停止の命令、児童相談所設置市が行う一時預かり事業に係る法第三十四条の十四の規定による質問等、児童相談所設置市が行う病児保育事業に係る法第三十四条の十八の二の規定による質問等、児童相談所設置市が設置する児童福祉施設に係る法第四十六条の規定による質問等

四条の五の規定による質問等及び法第三十四条の六の規定による制限又は停止の命令、児童相談所設置市が行う一時預かり事業に係る法第三十四条の十四の規定による質問等、児童相談所設置市が行う病児保育事業に係る法第三十四条の十八の二の規定による質問等、児童相談所設置市が設置する児童福祉施設に係る法第四十六条の規定による質問等及び第三十八条の規定による検査、法第五十五条の規定による法第五十一条第五号の費用の負担、法第五十六条の四の二第四項の規定により送付された市町村整備計画の写しの受理、法第五十六条の四の三第一項の規定による市町村整備計画の提出の経由、法第五十六条の五の五第一項に規定する審査請求に対する裁決、法第五十六条の七第三項の規定による支援、法第五十七条の二第一項に規定する障害児通所給付費等の支給に係る法第五十七条の三の三の規定による質問等、法第五十七条の三の四第一項及び第四項の規定並びに第四十四条の八及び第四十四条の十から第四十四条の十三までの規定による指定事務受託法人の指定等並びに法第五十九条の四第三項の規定による勧告等に関する事務を除く。）とする。

この場合においては、第四項から第七項までにおいて特別の定めがあるものを除き、法及びこの政令中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、児童相談所設置市に関する規定として児童相談所設置市に適用があるものとする。

②～⑦ (略)

⑧ 第一項及び第二項の場合においては、法第三条の三第二項中「市町村の行うこの法律に基づく児童の福祉に関する業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、

及び第三十八条の規定による検査、法第五十五条の規定による法第五十一条第五号の費用の負担、法第五十六条の四の二第四項の規定により送付された市町村整備計画の写しの受理、法第五十六条の四の三第一項の規定による市町村整備計画の提出の経由、法第五十六条の五の五第一項に規定する審査請求に対する裁決、法第五十六条の七第三項の規定による支援、法第五十七条の二第一項に規定する障害児通所給付費等の支給に係る法第五十七条の三の三の規定による質問等並びに法第五十九条の四第三項の規定による勧告等に関する事務を除く。）とする。この場合においては、第四項から第七項までにおいて特別の定めがあるものを除き、法及びこの政令中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、児童相談所設置市に関する規定として児童相談所設置市に適用があるものとする。

②～⑦ (略)

⑧ 第一項及び第二項の場合においては、法第三条の三第二項中「市町村の行うこの法律に基づく児童の福祉に関する業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、

児童」とあるのは「児童」と、「技術並びに各市町村の区域を超えた広域的な対応」とあるのは「技術」と、「第十一条第一項各号に掲げる業務」とあるのは「第十一条第一項第二号からへまでに掲げる業務及び同項第三号に掲げる業務」と、法第十一条第一項第三号中「広域的な対応が必要な業務並びに家庭」とあるのは「家庭」と、法第十二条第二項中「前条第一項第一号に掲げる業務（市町村職員の研修を除く。）並びに同項第二号ロ」とあるのは「前条第一項第二号ロ」と、法第十三条第七項中「行い、担当区域内の市町村長に協力を求めることができる」とあるのは「行う」と、法第十八条第二項中「児童相談所長又は市町村長」とあるのは「児童相談所長」と、法第二十一条の五の十五第一項（法第二十一条の五の十六第四項において準用する場合を含む。）中「ことを行う」とあるのは「ことを行う。この場合において、第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下第五十六条の八第三項までにおいて「児童相談所設置市」という。）の市長は、当該指定が次項に規定する特定障害児通所支援に係るものであるときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない」と、法第二十一条の五の二十五第二項第二号中「という。」とあるのは「という。」又は児童相談所設置市」と、「指定都市の長」とあるのは「指定都市の長又は児童相談所設置市の長」と、同条第三項中「又は指定都市の長」とあるのは「指定都市の長又は児童相談所設置市の長」と、法第二十一条の五の二十六第二項（法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。）中「指定都市の長」とあるのは「都道府県知事」と、「関係都道府県知事」とあるのは「関係児童相談所設置市の長」と、法第二十一条の五の二十六第三

児童」とあるのは「児童」と、「技術並びに各市町村の区域を超えた広域的な対応」とあるのは「技術」と、「第十一条第一項各号に掲げる業務」とあるのは「第十一条第一項第二号からへまでに掲げる業務及び同項第三号に掲げる業務」と、法第十一条第一項第三号中「広域的な対応が必要な業務並びに家庭」とあるのは「家庭」と、法第十二条第二項中「前条第一項第一号に掲げる業務（市町村職員の研修を除く。）並びに同項第二号ロ」とあるのは「前条第一項第二号ロ」と、法第十三条第七項中「行い、担当区域内の市町村長に協力を求めることができる」とあるのは「行う」と、法第十八条第二項中「児童相談所長又は市町村長」とあるのは「児童相談所長」と、法第二十一条の五の二十五第二項第二号中「という。」とあるのは「という。」又は第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下第五十六条の八第三項までにおいて「児童相談所設置市」という。）と、「指定都市の長」とあるのは「指定都市の長又は児童相談所設置市の長」と、同条第三項中「又は指定都市の長」とあるのは「指定都市の長又は児童相談所設置市の長」と、法第二十一条の五の二十六第二項（法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。）中「指定都市の長」とあるのは「都道府県知事」と、「関係都道府県知事」とあるのは「関係児童相談所設置市の長」と、法第二十一条の五の二十六第三項及び第四項（これらの規定を法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。）中「指定都市の長」とあるのは「都道府県知事」と、法第二十一条の五の二十七第五項（法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。）中「指定都市の長」とあるのは「都道府県知事」と、「関係都道府県知事」とあるのは「関

項及び第四項（これらの規定を法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。）中「指定都市の長」とあるのは「都道府県知事」と、法第二十一条の五の二十七第五項（法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。）中「指定都市の長」とあるのは「都道府県知事」と、「関係都道府県知事」とあるのは「関係児童相談所設置市の長」と、法第二十四条の四第一項第二号中「以外の都道府県の区域内」とあるのは「の区域以外の区域」と、法第二十四条の九第一項（法第二十四条の十第四項において準用する場合を含む。）中「行う」とあるのは「行う。この場合において、児童相談所設置市の市長は、当該指定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない」と、法第二十六条第一項第二号中「市町村」とあるのは「児童相談所設置市以外の市町村」と、法第二十七条第一項第二号中「市町村」とあるのは「当該児童相談所設置市以外の市町村」と、法第三十条第一項中「以内」に、市町村長を経て」とあるのは「以内」に」と、同条第二項中「以内に、市町村長を経て」とあるのは「以内に」と、法第三十四条の三第二項から第四項まで及び第三十四条の四中「及び都道府県」とあるのは「、都道府県及び児童相談所設置市」と、法第三十四条の五第一項及び第三十四条の六中「行う者」とあるのは「行う者（都道府県を除く。）」と、法第三十四条の十八中「及び都道府県」とあるのは「、都道府県及び児童相談所設置市」と、法第三十五条第三項中「市町村」とあるのは「児童相談所設置市以外の市町村」と、同条第八項中「第六十二条第二項第一号」とあるのは「第六十一条第二項第一号」と、「第六十二条第二項第一号」とあるのは「第六十一条第二項第一号」と、「第六十二条第二項第一号」とあるのは「第六十一条第二項第一号」と、「第六十二条第二項第一号」とあるのは「第六十一条第二項第一号」と、「都道府県子ども・子育て支援計画」とあるのは「市町村子ども・子育て支援事業計画」と、同条第十一項中「市町村」とあるのは「児童相談所設置市以外の市町村」と、法第四十五条第一項から第三項まで並びに第四十六条第一項、第三項及び第四項中「児童福祉施設」とあるのは「児童福祉施設（都道府県が設置するものを除く。）」と、法第五十一条第三号中「費用（都道府県の設置する助産施設又は母子生活支援施設に係るものを除く。）」とあるのは「費用」と、法第五十六条の八第三項中「にかかわらず、市町村長を経由し」とあるのは「にかかわらず」と、第三十八条中「児童福祉

係児童相談所設置市の長」と、法第二十四条の四第一項第二号中「以外の都道府県の区域内」とあるのは「の区域以外の区域」と、法第二十六条第一項第二号中「市町村」とあるのは「児童相談所設置市以外の市町村」と、法第二十七条第一項第二号中「市町村」とあるのは「当該児童相談所設置市以外の市町村」と、法第三十条第一項中「以内」に、市町村長を経て」とあるのは「以内」に」と、同条第二項中「以内に、市町村長を経て」とあるのは「以内に」と、法第三十四条の三第二項から第四項まで及び第三十四条の四中「及び都道府県」とあるのは「、都道府県及び児童相談所設置市」と、法第三十四条の五第一項及び第三十四条の六中「行う者」とあるのは「行う者（都道府県を除く。）」と、法第三十四条の十八中「及び都道府県」とあるのは「、都道府県及び児童相談所設置市」と、法第三十五条第三項中「市町村」とあるのは「児童相談所設置市以外の市町村」と、同条第八項中「第六十二条第二項第一号」とあるのは「第六十一条第二項第一号」と、「第六十二条第二項第一号」とあるのは「第六十一条第二項第一号」と、「第六十二条第二項第一号」とあるのは「第六十一条第二項第一号」と、「都道府県子ども・子育て支援事業計画」とあるのは「市町村子ども・子育て支援事業計画」と、同条第十一項中「市町村」とあるのは「児童相談所設置市以外の市町村」と、法第四十五条第一項から第三項まで並びに第四十六条第一項、第三項及び第四項中「児童福祉施設」とあるのは「児童福祉施設（都道府県が設置するものを除く。）」と、法第五十一条第三号中「費用（都道府県の設置する助産施設又は母子生活支援施設に係るものを除く。）」とあるのは「費用」と、法第五十六条の八第三項中「にかかわらず、市町村長を経由し」とあるのは「にかかわらず」と、第三十八条中「児童福祉

・子育て支援事業支援計画」とあるのは「市町村子ども・子育て支援事業計画」と、同条第十一項中「市町村」とあるのは「児童相談所設置市以外の市町村」と、法第四十五条第一項から第三項まで並びに第四十六条第一項、第三項及び第四項中「児童福祉施設」とあるのは「児童福祉施設（都道府県が設置するものを除く。）」と、法第五十一条第三号中「費用（都道府県の設置する助産施設又は母子生活支援施設に係るものを除く。）」とあるのは「費用」と、法第五十六条の八第三項中「にかかわらず、市町村長を經由し」とあるのは「にかかわらず」と、第三十八条中「児童福祉施設」とあるのは「児童福祉施設（都道府県が設置するものを除く。）」とする。

⑨
(略)

施設」とあるのは「児童福祉施設（都道府県が設置するものを除く。）」とする。

⑨
(略)

改正案	現行
<p>（随意契約）</p> <p>第六百六十七条の二（略）</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第二十七項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百</p>	<p>※民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律施行令（平成二十九年政令第二百九十号）による改正後の規定</p> <p>（随意契約）</p> <p>第六百六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができるときは、次に掲げる場合とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第二十七項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百</p>

五号) 第十条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業(以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。)を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第二条第一項に規定する生活困窮者(以下この号において「生活困窮者」という。)であるもの(当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。)(以下この号において「障害者支援施設等」という。)(において製作された物品を当該障害者支援施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十七条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第六条第六項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者(以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。)(が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第四項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の

五号) 第十条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業(以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。)(を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第二条第一項に規定する生活困窮者(以下この号において「生活困窮者」という。)であるもの(当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。)(以下この号において「障害者支援施設等」という。)(において製作された物品を当該障害者支援施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十七条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第六条第六項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者(以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。)(が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第四項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の

規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

四〇九（略）

二〇四（略）

（児童福祉に関する事務）

第七百七十四条の二十六 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により、指定都市が処理する児童福祉に関する事務は、児童福祉法及び児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）、少年法（昭和二十三年法律第六十八号）、児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）並びに民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第十号）の規定により、都道府県が処理することとされている事務（児童福祉法第十一条第一項第一号及び第二号イの規定による市町村相互間の連絡調整等、同項第三号の規定による広域的な対応が必要な業務、同条第二項の規定による助言、同法第十三条第三項第一号並びに同令第三条の二第二項から第七項まで、第十項及び第十一項の規定による同号の施設及び講習会（第七百七十四条の四十九の二第一項第五号において「指定児童福祉司養成施

規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

四〇九（略）

二〇四（略）

（児童福祉に関する事務）

第七百七十四条の二十六 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により、指定都市が処理する児童福祉に関する事務は、児童福祉法及び児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）、少年法（昭和二十三年法律第六十八号）、児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）並びに民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第十号）の規定により、都道府県が処理することとされている事務（児童福祉法第十一条第一項第一号及び第二号イの規定による市町村相互間の連絡調整等、同項第三号の規定による広域的な対応が必要な業務、同条第二項の規定による助言、同法第十三条第三項第一号並びに同令第三条の二第二項から第七項まで、第十項及び第十一項の規定による同号の施設及び講習会（第七百七十四条の四十九の二第一項第五号において「指定児童福祉司養成施

設等」という。)の指定等、同法第十八条の六第一号及び第十八条の七第一項並びに同令第五条第二項から第七項までの規定による指定保育士養成施設(同号に規定する指定保育士養成施設をいう。第七十四条の四十九の二第一項第六号において同じ。)の指定等、同法第十八条の八第二項の規定による保育士試験、同条第三項の規定による保育士試験委員の設置、同法第十八条の九、第十八条の十(同法第十八条の十一第二項において準用する場合を含む。)及び第十八条の十三から第十八条の十七まで並びに同令第七条、第九条、第十一条から第十三条まで及び第十五条の規定による指定試験機関(同法第十八条の九第一項に規定する指定試験機関をいう。第七十四条の四十九の二において同じ。)の指定等、同法第十八条の十八から第十八条の二十まで及び同令第十六条から第二十条までの規定による保育士(同法第十八条の四に規定する保育士をいう。第七十四条の四十九の二において同じ。)の登録等、同法第二十一条の五の十の規定による協力その他市町村に対する必要な援助、同法第二十一条の五の二十第一項(同法第二十四条の十四の二において準用する場合を含む。)の規定による都道府県知事による連絡調整又は援助、同法第二章第二節第三款(同法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。)及び第五節第三款の規定による業務管理体制の整備等に係る質問等、同法第三十三条の十八第五項及び第七項の規定による市町村長に対する通知、同法第三十三条の二十第一項に規定する市町村障害児福祉計画(第七十四条の四十九の二第一項第十九号において「市町村障害児福祉計画」という。)に係る同法第三十三条の二十第十一項及び第十二項の規定による意見等、同法第三十三条の二十二第一

設等」という。)の指定等、同法第十八条の六第一号及び第十八条の七第一項並びに同令第五条第二項から第七項までの規定による指定保育士養成施設(同号に規定する指定保育士養成施設をいう。第七十四条の四十九の二第一項第六号において同じ。)の指定等、同法第十八条の八第二項の規定による保育士試験、同条第三項の規定による保育士試験委員の設置、同法第十八条の九、第十八条の十(同法第十八条の十一第二項において準用する場合を含む。)及び第十八条の十三から第十八条の十七まで並びに同令第七条、第九条、第十一条から第十三条まで及び第十五条の規定による指定試験機関(同法第十八条の九第一項に規定する指定試験機関をいう。第七十四条の四十九の二において同じ。)の指定等、同法第十八条の十八から第十八条の二十まで及び同令第十六条から第二十条までの規定による保育士(同法第十八条の四に規定する保育士をいう。第七十四条の四十九の二において同じ。)の登録等、同法第二十一条の五の十の規定による協力その他市町村に対する必要な援助、同法第二十一条の五の二十第一項(同法第二十四条の十四の二において準用する場合を含む。)の規定による都道府県知事による連絡調整又は援助、同法第二章第二節第三款(同法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。)及び第五節第三款の規定による業務管理体制の整備等に係る質問等、指定都市が行う同法第三十四条の三第一項に規定する障害児通所支援事業等(第八項において「障害児通所支援事業等」という。)、同法第六条の三第一項に規定する児童自立生活援助事業(第八項において「児童自立生活援助事業」という。)、又は同条第八項に規定する小規模住居型児童養育事業(第八項において「小規模住居型児

項に規定する都道府県障害児福祉計画（第七十四條の四十九の二第一項第十九号において「都道府県障害児福祉計画」という。）に係る同法第三十三條の二十二、第三十三條の二十三及び第三十三條の二十四第一項の規定による作成等、指定都市が行う同法第三十四條の三第一項に規定する障害児通所支援事業等（第八項において「障害児通所支援事業等」という。）、同法第六條の三第一項に規定する児童自立生活援助事業（第八項において「児童自立生活援助事業」という。）又は同条第八項に規定する小規模住居型児童養育事業（第八項において「小規模住居型児童養育事業」という。）に係る同法第三十四條の五の規定による質問等及び同法第三十四條の六の規定による制限又は停止の命令、指定都市が行う同法第六條の三第七項に規定する一時預かり事業（第八項において「一時預かり事業」という。）に係る同法第三十四條の十四の規定による質問等、指定都市が行う同法第六條の三第十三項に規定する病児保育事業（第八項において「病児保育事業」という。）に係る同法第三十四條の十八の二の規定による質問等、指定都市が設置する同法第七條第一項に規定する児童福祉施設（第八項において「児童福祉施設」という。）に係る同法第四十六條の規定による質問等及び同令第三十八條の規定による検査、同法第五十五條の規定による同法第五十一條第五号の費用の負担、同法第五十六條の四の二第四項の規定により送付された市町村整備計画の写しの受理、同法第五十六條の四の三第一項の規定による市町村整備計画の提出の経由、同法第五十六條の五の五第一項に規定する審査請求に対する裁決、同法第五十六條の七第三項の規定による支援、同法第五十七條の二第二項に規定する障害児通所給付費等の支給に係

る児童養育事業」という。）に係る同法第三十四條の五の規定による質問等及び同法第三十四條の六の規定による制限又は停止の命令、指定都市が行う同法第六條の三第七項に規定する一時預かり事業（第八項において「一時預かり事業」という。）に係る同法第三十四條の十四の規定による質問等、指定都市が行う同法第六條の三第十三項に規定する病児保育事業（第八項において「病児保育事業」という。）に係る同法第三十四條の十八の二の規定による質問等、指定都市が設置する同法第七條第一項に規定する児童福祉施設（第八項において「児童福祉施設」という。）に係る同法第四十六條の規定による質問等及び同令第三十八條の規定による検査、同法第五十五條の規定による同法第五十一條第五号の費用の負担、同法第五十六條の四の二第四項の規定により送付された市町村整備計画の写しの受理、同法第五十六條の四の三第一項の規定による市町村整備計画の提出の経由、同法第五十六條の五の五第一項に規定する審査請求に対する裁決、同法第五十六條の七第三項の規定による支援、同法第五十七條の二第二項に規定する障害児通所給付費等の支給に係る同法第五十七條の三の三の規定による質問等並びに同法第五十九條の四第三項の規定による勧告等に関する事務を除く。）とする。この場合において、第三項から第七項までにおいて特別の定めがあるものを除き、児童福祉法及び同令、少年法、児童虐待の防止等に関する法律並びに民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

る同法第五十七条の三の三の規定による質問等、同法第五十七条の三の四第一項及び第四項並びに同令第四十四条の八及び第四十四条の十から第四十四条の十三までの規定による指定事務受託法人（同法第五十七条の三の四第一項に規定する指定事務受託法人をいう。第七十四条の四十九の二第一項第三十四号において同じ。）の指定等並びに同法第五十九条の四第三項の規定による勧告等に関する事務を除く。）とする。この場合においては、第三項から第七項までにおいて特別の定めがあるものを除き、児童福祉法及び同令、少年法、児童虐待の防止等に関する法律並びに民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

2～6 (略)

7 第一項の場合においては、児童福祉法第三条の三第二項中「市町村の行うこの法律に基づく児童の福祉に関する業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、児童」とあるのは「児童」と、「技術並びに各市町村の区域を超えた広域的な対応」とあるのは「技術」と、「第十一条第一項各号に掲げる業務」とあるのは「第十一条第一項第二号口からへまでに掲げる業務及び同項第三号に掲げる業務」と、同法第十一条第一項第三号中「広域的な対応が必要な業務並びに家庭」とあるのは「家庭」と、同法第十二条第二項中「前条第一項第一号に掲げる業務（市町村職員の研修を除く。）並びに同項第二号口」とあるのは「前条第一項第二号口」と、同法第十三

2～6 (略)

7 第一項の場合においては、児童福祉法第三条の三第二項中「市町村の行うこの法律に基づく児童の福祉に関する業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、児童」とあるのは「児童」と、「技術並びに各市町村の区域を超えた広域的な対応」とあるのは「技術」と、「第十一条第一項各号に掲げる業務」とあるのは「第十一条第一項第二号口からへまでに掲げる業務及び同項第三号に掲げる業務」と、同法第十一条第一項第三号中「広域的な対応が必要な業務並びに家庭」とあるのは「家庭」と、同法第十二条第二項中「前条第一項第一号に掲げる業務（市町村職員の研修を除く。）並びに同項第二号口」とあるのは「前条第一項第二号口」と、同法第十三

条第七項中「行い、担当区域内の市町村長に協力を求めることができる」とあるのは「行う」と、同法第十八条第二項中「児童相談所長又は市町村長」とあるのは「児童相談所長」と、同法第二十一条の五の第十五項（同法第二十一条の五の十六第四項において準用する場合を含む。）中「ごとに行う」とあるのは「ごとに行う。この場合において、指定都市の市長は、当該指定が次項に規定する特定障害児通所支援に係るものであるときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない」と、同法第二十一条の五の二十六第二項（同法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。）中「指定都市の長」とあるのは「都道府県知事」と、「関係都道府県知事」と、「関係指定都市の市長」と、同法第二十一条の五の二十六第三項及び第四項（これらの規定を同法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。）中「指定都市の長」とあるのは「都道府県知事」と、同法第二十一条の五の二十七第五項（同法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。）中「指定都市以外の市町村」とあるのは「当該指定都市以外の市町村」と、同法第二十七条第一項第二号中「以外の都道府県の区域内」とあるのは「の区域以外の区域」と、同法第二十四条の九第一項（同法第二十四条の十第四項において準用する場合を含む。）中「行う」とあるのは「行う。この場合において、指定都市の市長は、当該指定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない」と、同法第二十六条第一項第二号中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、同法第二十七条第一項第二号中「市町村」とあるのは「当該指定都市以外の市町村

条第七項中「行い、担当区域内の市町村長に協力を求めることができる」とあるのは「行う」と、同法第十八条第二項中「児童相談所長又は市町村長」とあるのは「児童相談所長」と、同法第二十一条の五の二十六第二項（同法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。）中「指定都市の長」とあるのは「都道府県知事」と、「関係都道府県知事」とあるのは「関係指定都市の市長」と、同法第二十一条の五の二十六第三項及び第四項（これらの規定を同法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。）中「指定都市の長」とあるのは「都道府県知事」と、同法第二十一条の五の二十七第五項（同法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。）中「指定都市の長」とあるのは「都道府県知事」と、「関係都道府県知事」とあるのは「関係指定都市の市長」と、同法第二十四条の四第一項第二号中「以外の都道府県の区域内」とあるのは「の区域以外の区域」と、同法第二十六条第一項第二号中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、同法第二十七条第一項第二号中「市町村」とあるのは「当該指定都市以外の市町村」と、同法第三十条第一項中「以内」に、市町村長を経て」とあるのは「以内」に」と、同条第二項中「以内に、市町村長を経て」とあるのは「以内に」と、同法第三十四条の三第二項から第四項まで及び第三十四条の四中「及び都道府県」とあるのは「、都道府県及び指定都市」と、同法第三十四条の五第一項及び第三十四条の六中「行う者」とあるのは「行う者（都道府県を除く。）」と、同法第三十四条の十八中「及び都道府県」とあるのは「、都道府県及び指定都市」と、同法第三十五条第三項中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、同条第八項中「第六

「と、同法第三十条第一項中「以内」に、市町村長を経て」とあるのは「以内」に」と、同条第二項中「以内に、市町村長を経て」とあるのは「以内に」と、同法第三十四条の第三第二項から第四項まで及び第三十四条の四中「及び都道府県」とあるのは「都道府県及び指定都市」と、同法第三十四条の五第一項及び第三十四条の六中「行う者」とあるのは「行う者（都道府県を除く。）」と、同法第三十四条の十八中「及び都道府県」とあるのは「都道府県及び指定都市」と、同法第三十五条第三項中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、同条第八項中「第六十二条第二項第一号」とあるのは「第六十一条第二項第一号」と、「第六十二条第一項」とあるのは「第六十一条第一項」と、「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」とあるのは「市町村子ども・子育て支援事業計画」と、同条第十一項中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、同法第四十五条第一項から第三項まで並びに第四十六条第一項、第三項及び第四項中「児童福祉施設」とあるのは「児童福祉施設（都道府県が設置するものを除く。）」と、同法第五十一条第三号中「費用（都道府県の設置する助産施設又は母子生活支援施設に係るものを除く。）」とあるのは「費用」と、同法第五十六条の八第三項中「にかかわらず、市町村長を經由し」とあるのは「にかかわらず」と、児童福祉法施行令第三十八条中「児童福祉施設」とあるのは「児童福祉施設（都道府県が設置するものを除く。）」と、児童虐待の防止等に関する法律第十三条の二中「市町村」とあるのは「当該指定都市以外の市町村」とする。

8
(略)

十二条第二項第一号」とあるのは「第六十一条第二項第一号」と、「第六十二条第一項」とあるのは「第六十一条第一項」と、「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」とあるのは「市町村子ども・子育て支援事業計画」と、同条第十一項中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、同法第四十五条第一項から第三項まで並びに第四十六条第一項、第三項及び第四項中「児童福祉施設」とあるのは「児童福祉施設（都道府県が設置するものを除く。）」と、同法第五十一条第三号中「費用（都道府県の設置する助産施設又は母子生活支援施設に係るものを除く。）」とあるのは「費用」と、同法第五十六条の八第三項中「にかかわらず、市町村長を經由し」とあるのは「にかかわらず」と、児童福祉法施行令第三十八条中「児童福祉施設」とあるのは「児童福祉施設（都道府県が設置するものを除く。）」と、児童虐待の防止等に関する法律第十三条の二中「市町村」とあるのは「当該指定都市以外の市町村」とする。

8
(略)

(障害者の自立支援に関する事務)

第七百七十四条の三十二 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により、指定都市が処理する障害者の自立支援に関する事務は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二章第一節、第二節第三款及び第五款、第三節第一款及び第三款、第四節並びに第七節、第七十八条第一項、第四章、第九十三条第一号及び第二号（同項に関する部分に限る。）並びに第一百五十一条及び第二項並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第四十条の規定により、都道府県が処理することとされている事務（同法第十一条の二第一項及び第四項の規定による同法第一項に規定する指定事務受託法人の指定等、同法第四十七条の二第一項（同法第五十一条の二十六第一項において準用する場合を含む。）の規定による都道府県知事による連絡調整又は援助、同法第五十一条の十一及び第七十四条第二項の規定による協力その他市町村に対する必要な援助、同法第七十六条の三第五項及び第七項の規定による市町村長に対する通知、同法第七十八条第一項の規定による意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整、指定都市が行う同法第七十九条第一項各号に掲げる事業に係る同法第八十一条の規定による質問等、同法第十二条第一項の規定による制限又は停止の命令及び同条第二項の規定による施設の設定又は運営の改善の命令等、指定都市が設置する同法第五条第十一項に規定する障害者支援施設（第四項及び第七十四条の四十九の十二第一項において「障害者支援施設」という。）に係る同法第八

(障害者の自立支援に関する事務)

第七百七十四条の三十二 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により、指定都市が処理する障害者の自立支援に関する事務は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二章第一節、第二節第三款及び第五款、第三節第一款及び第三款並びに第四節、第七十八条第一項、第四章、第九十三条第一号及び第二号（同項に関する部分に限る。）並びに第一百五十一条及び第二項並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）の規定により、都道府県が処理することとされている事務（同法第四十七条の二第一項（同法第五十一条の二十六第一項において準用する場合を含む。）の規定による都道府県知事による連絡調整又は援助、同法第五十一条の十一及び第七十四条第二項の規定による協力その他市町村に対する必要な援助、同法第七十八条第一項の規定による意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整、指定都市が行う同法第七十九条第一項各号に掲げる事業に係る同法第八十一条の規定による質問等、同法第八十二条第一項の規定による制限又は停止の命令及び同条第二項の規定による施設の設定又は運営の改善の命令等、指定都市が設置する同法第五条第十一項に規定する障害者支援施設（以下この条において「障害者支援施設」という。）に係る同法第八十五条第一項の規定による質問等及び同法第八十六条第一項の規定による事業の停止又は廃止の命令並びに同法第七十八条第一項の規定による意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整に係る同法第九十三条第二

十五条第一項の規定による質問等及び同法第八十六条第一項の規定による事業の停止又は廃止の命令並びに同法第七十八条第一項の規定による意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整に係る同法第九十三条第二号の規定による費用の支弁に関する事務を除く。）とする。この場合においては、第三項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

2 (略)

3 第一項の場合においては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第十一条第一項中「自立支援給付に関して」とあるのは「自立支援給付（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条の二第三号に規定する精神通院医療に係る自立支援医療費の支給に限る。以下この条において同じ。）に関して」と、同条第二項中「自立支援給付対象サービス等」とあるのは「当該自立支援給付に係る自立支援給付対象サービス等」と、同法第三十六条第一項（同法第四十一条第四項において準用する場合を含む。）中「ごとに行う」とあるのは「ごとに行う。この場合において、指定都市の市長は、当該指定が次項に規定する特定障害福祉サービスに係るものであるときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない」と、同法第三十八条第一項（同法第四十一条第四項において準用する場合を含む。）中「行う」とあるのは「行う。この場合において、指定都市の市長は、当該指定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事

号の規定による費用の支弁に関する事務を除く。）とする。この場合において、第三項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

2 (略)

3 第一項の場合においては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第十一条第一項中「自立支援給付に関して」とあるのは「自立支援給付（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条の二第三号に規定する精神通院医療に係る自立支援医療費の支給に限る。以下この条において同じ。）に関して」と、同条第二項中「自立支援給付対象サービス等」とあるのは「当該自立支援給付に係る自立支援給付対象サービス等」と、同法第三十六条第一項（同法第四十一条第四項において準用する場合を含む。）中「ごとに行う」とあるのは「ごとに行う。この場合において、指定都市の市長は、当該指定が次項に規定する特定障害福祉サービスに係るものであるときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない」と、同法第三十八条第一項（同法第四十一条第四項において準用する場合を含む。）中「行う」とあるのは「行う。この場合において、指定都市の市長は、当該指定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の同

の同意を得なければならない」と、同法第五十一条中「旨を」とあるのは「旨を都道府県知事に届け出るとともに、これを」と、同法第五十一条の第三項及び第五十一条の四第五項中「指定都市の長」とあるのは「都道府県知事」と、「関係都道府県知事」とあるのは「関係指定都市の市長」と、同法第五十一条の三第三項及び第四項並びに第五十一条の三十二第三項中「指定都市の長」とあるのは「都道府県知事」と、同条第二項中「厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣又は都道府県知事」と、「以下この項及び次条第五項」とあるのは「次条第五項」と、「関係都道府県知事」とあるのは「関係指定都市の市長」と、「都道府県知事が前項の権限を行うときは関係市町村長と、指定都市の長が同項の権限を行うときは関係都道府県知事と密接な」とあるのは「密接な」と、同条第四項中「都道府県知事又は指定都市の長」とあるのは「又は都道府県知事」と、同法第五十一条の三十三第五項中「都道府県知事又は指定都市の長」とあるのは「又は都道府県知事」と、「関係都道府県知事」とあるのは「関係指定都市の市長」と、同法第七十三条第一項中「指定自立支援医療機関、療養介護医療を行う指定障害福祉サービス事業者等又は基準該当療養介護医療を行う基準当事業所若しくは基準該当施設（以下この条において「公費負担医療機関」という。）」とあるのは「指定自立支援医療機関」と、「並びに自立支援医療費、療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費（以下この条及び第七十五条において「自立支援医療費等」という。）」とあるのは「及び自立支援医療費」と、「公費負担医療機関が第五十八条第五項（第七十条第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「指定自立支援医療機

意を得なければならない」と、同法第五十一条中「旨を」とあるのは「旨を都道府県知事に届け出るとともに、これを」と、同法第五十一条の第三項及び第五十一条の四第五項中「指定都市の長」とあるのは「都道府県知事」と、「関係都道府県知事」とあるのは「関係指定都市の市長」と、同法第五十一条の三第三項及び第四項並びに第五十一条の三十二第三項中「指定都市の長」とあるのは「都道府県知事」と、同条第二項中「厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣又は都道府県知事」と、「以下この項及び次条第五項」とあるのは「次条第五項」と、「関係都道府県知事」とあるのは「関係指定都市の市長」と、「都道府県知事が前項の権限を行うときは関係市町村長と、指定都市の長が同項の権限を行うときは関係都道府県知事と密接な」とあるのは「密接な」と、同条第四項中「都道府県知事又は指定都市の長」とあるのは「又は都道府県知事」と、同法第五十一条の三十三第五項中「都道府県知事又は指定都市の長」とあるのは「又は都道府県知事」と、「関係都道府県知事」とあるのは「関係指定都市の市長」と、同法第七十三条第一項中「指定自立支援医療機関、療養介護医療を行う指定障害福祉サービス事業者等又は基準該当療養介護医療を行う基準当事業所若しくは基準該当施設（以下この条において「公費負担医療機関」という。）」とあるのは「指定自立支援医療機関」と、「並びに自立支援医療費、療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費（以下この条及び第七十五条において「自立支援医療費等」という。）」とあるのは「及び自立支援医療費」と、「公費負担医療機関が第五十八条第五項（第七十条第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「指定自立支援医療機関が

関が第五十八条第五項」と、「自立支援医療費等の」とあるのは「自立支援医療費の」と、同条第三項及び第四項中「公費負担医療機関」とあるのは「指定自立支援医療機関」と、「自立支援医療費等」とあるのは「自立支援医療費」と、同法第七十九条第二項及び第四項中「及び都道府県」とあるのは「都道府県及び指定都市」と、同法第八十条第一項中「障害福祉サービス事業」とあるのは「障害福祉サービス事業（都道府県が行うものを除く。次項において同じ。）」と、「福祉ホーム」とあるのは「福祉ホーム（いずれも都道府県が設置するものを除く。次項において同じ。）」と、同条第三項及び同法第八十一条第一項中「設置者」とあるのは「設置者（いずれも都道府県を除く。）」と、同法第八十二条第一項中「移動支援事業を行う者」とあるのは「移動支援事業を行う者（都道府県を除く。）」と、同法第八十三条第三項中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、同法第八十四条第一項中「障害者支援施設」とあるのは「障害者支援施設（都道府県が設置するものを除く。次項において同じ。）」と、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十三条の七第一項中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、同条第二項中「市町村長」とあるのは「市町村長（指定都市の市長を除く。）」と読み替えるものとする。

4 (略)

(児童福祉に関する事務)

第五十八条第五項」と、「自立支援医療費等の」とあるのは「自立支援医療費の」と、同条第三項及び第四項中「公費負担医療機関」とあるのは「指定自立支援医療機関」と、「自立支援医療費等」とあるのは「自立支援医療費」と、同法第七十九条第二項及び第四項中「及び都道府県」とあるのは「都道府県及び指定都市」と、同法第八十条第一項中「障害福祉サービス事業」とあるのは「障害福祉サービス事業（都道府県が行うものを除く。次項において同じ。）」と、「福祉ホーム」とあるのは「福祉ホーム（いずれも都道府県が設置するものを除く。次項において同じ。）」と、同条第三項及び同法第八十一条第一項中「設置者」とあるのは「設置者（いずれも都道府県を除く。）」と、同法第八十二条第一項中「移動支援事業を行う者」とあるのは「移動支援事業を行う者（都道府県を除く。）」と、同法第八十三条第三項中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、同法第八十四条第一項中「障害者支援施設」とあるのは「障害者支援施設（都道府県が設置するものを除く。次項において同じ。）」と、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十三条の七第一項中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、同条第二項中「市町村長」とあるのは「市町村長（指定都市の市長を除く。）」と読み替えるものとする。

4 (略)

(児童福祉に関する事務)

第七百七十四条の四十九の二 (略)

一〇十三 (略)

十四 児童福祉法第二章第四節(第三款を除く。)、第五十七條の二から第五十七條の三の三まで及び第五十七條の四の規定による同法第五十條第六号の三に規定する障害児入所給付費等の支給等に関する事務
十五〇十七 (略)

十八 児童福祉法第三十三條の十八の規定による同條第一項に規定する情報公表対象支援情報の報告の受理等(同法第二十四條の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援の事業に係るもの(同法第三十三條の十八第五項及び第七項の規定による市町村長に対する通知を除く。))を除く。)
十九 市町村障害児福祉計画に係る児童福祉法第三十三條の第二十第十

一項及び第十二項の規定による意見等並びに都道府県障害児福祉計画に係る同法第三十三條の二十一、第三十三條の二十三及び第三十三條の二十四第一項の規定による作成等に関する事務

第七百七十四条の四十九の二 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の規定により、同項の中核市(以下「中核市」という。))が処理する児童福祉に関する事務は、児童福祉法及び児童福祉法施行令の規定により、都道府県が処理することとされている事務(次に掲げる事務を除く。))とする。この場合においては、次項並びに第三項において準用する第七百七十四条の二十六第三項、第四項、第五項前段及び第六項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令中都道府県に関する規定(次に掲げる事務に係る規定を除く。))は、中核市に関する規定として中核市に適用があるものとする。

一〇十三 (略)

十四 児童福祉法第二章第四節(第三款を除く。))及び第五十七條の二から第五十七條の四までの規定による同法第五十條第六号の三に規定する障害児入所給付費等の支給等に関する事務
十五〇十七 (略)

(新設)

(新設)

二十〇三十三 (略)

三十四 児童福祉法第五十七条の三の四第一項及び第四項並びに児童福祉法施行令第四十四条の八及び第四十四条の十から第四十四条の十三

までの規定による指定事務受託法人の指定等に関する事務

三十五三十七 (略)

2 前項の場合においては、児童福祉法第三条の三第二項中「市町村の行うこの法律に基づく児童の福祉に関する業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、児童」とあるのは「児童」と、「技術並びに各市町村の区域を超えた広域的な対応」とあるのは「技術」と、「第十一条第一項各号に掲げる業務の実施、小児慢性特定疾病医療費の支給、障害児入所給付費の支給、第二十七条第一項第三号の規定による委託又は入所の措置」とあるのは「小児慢性特定疾病医療費の支給」と、同法第三十四条の十八中「及び都道府県」とあるのは「、都道府県及び中核市」と、同法第三十五条第三項中「市町村」とあるのは「中核市以外の市町村」と、「児童福祉施設」とあるのは「助産施設、母子生活支援施設及び保育所」と、同条第四項中「児童福祉施設」とあるのは「助産施設、母子生活支援施設及び保育所」と、同条第八項中「第六十二条第二項第一号」とあるのは「第六十一条第二項第一号」と、「第六十二条第一項」とあるのは「第六十一条第一項」と、「都道府県子ども・子育て支援事業計画」とあるのは「市町村子ども・子育て支援事業計画」と、同条第十一項中「市町村」とあるのは「中核市以外の市町村」と、「児童福祉施設」とあるのは「助産施設又は母子生活支援施設を」と、「(当該児童福祉施設が保育

十八三十一 (略)

(新設)

三十二三十四 (略)

2 前項の場合においては、児童福祉法第三条の三第二項中「市町村の行うこの法律に基づく児童の福祉に関する業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、児童」とあるのは「児童」と、「技術並びに各市町村の区域を超えた広域的な対応」とあるのは「技術」と、「第十一条第一項各号に掲げる業務の実施、小児慢性特定疾病医療費の支給、障害児入所給付費の支給、第二十七条第一項第三号の規定による委託又は入所の措置」とあるのは「小児慢性特定疾病医療費の支給」と、同法第三十四条の十八中「及び都道府県」とあるのは「、都道府県及び中核市」と、同法第三十五条第三項中「市町村」とあるのは「中核市以外の市町村」と、「児童福祉施設」とあるのは「助産施設、母子生活支援施設及び保育所」と、同条第四項中「児童福祉施設」とあるのは「助産施設、母子生活支援施設及び保育所」と、同条第八項中「第六十二条第二項第一号」とあるのは「第六十一条第二項第一号」と、「第六十二条第一項」とあるのは「第六十一条第一項」と、「都道府県子ども・子育て支援事業計画」とあるのは「市町村子ども・子育て支援事業計画」と、同条第十一項中「市町村」とあるのは「中核市以外の市町村」と、「児童福祉施設」とあるのは「助産施設又は母子生活支援施設を」と、「(当該児童福祉施設が保育

所である場合には三月前」とあるのは「までに、保育所を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の三月前」と、同条第十二項中「児童福祉施設」とあるのは「助産施設、母子生活支援施設及び保育所」と、同法第三十三条の十八第一項中「指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者並びに指定障害児入所施設等の設置者」とあるのは「指定障害児相談支援事業者」と、「指定通所支援指定障害児相談支援又は指定入所支援」とあるのは「指定障害児相談支援」と、同法第四十五条第一項から第三項までの規定中「児童福祉施設」とあるのは「助産施設、母子生活支援施設及び保育所（これらのうち都道府県が設置するものを除く。）」と、同法第四十六条第一項中「児童福祉施設の設置者、児童福祉施設の長及び」とあるのは「助産施設、母子生活支援施設及び保育所（これらのうち都道府県が設置するものを除く。）」の設置者、助産施設、母子生活支援施設及び保育所（これらのうち都道府県が設置するものを除く。）」の長並びに」と、同条第三項及び第四項中「児童福祉施設」とあるのは「助産施設、母子生活支援施設及び保育所（これらのうち都道府県が設置するものを除く。）」と、同法第五十一条第三号中「費用（都道府県の設置する助産施設又は母子生活支援施設に係るものを除く。）」とあるのは「費用」と、同法第五十六条の二第二項各号列記以外の部分中「児童福祉施設」とあるのは「助産施設及び母子生活支援施設」と、「（保育所を除く。以下この条において同じ。）」について」とあるのは「について」と、同項第一号中「児童福祉施設」とあるのは「助産施設及び母子生活支援施設」と、同項第二号中「その児童福祉施設」とあるのは「その助産施設及び母子生活支

所である場合には三月前」とあるのは「までに、保育所を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の三月前」と、同条第十二項中「児童福祉施設」とあるのは「助産施設、母子生活支援施設及び保育所」と、同法第四十五条第一項から第三項までの規定中「児童福祉施設」とあるのは「助産施設、母子生活支援施設及び保育所（これらのうち都道府県が設置するものを除く。）」と、同法第四十六条第一項中「児童福祉施設の設置者、児童福祉施設の長及び」とあるのは「助産施設、母子生活支援施設及び保育所（これらのうち都道府県が設置するものを除く。）」の設置者、助産施設、母子生活支援施設及び保育所（これらのうち都道府県が設置するものを除く。）」の長並びに」と、同条第三項及び第四項中「児童福祉施設」とあるのは「助産施設、母子生活支援施設及び保育所（これらのうち都道府県が設置するものを除く。）」の設置者、助産施設、母子生活支援施設及び保育所（これらのうち都道府県が設置するものを除く。）」の長並びに」と、同法第五十一条第三号中「費用（都道府県の設置する助産施設又は母子生活支援施設に係るものを除く。）」とあるのは「費用」と、同法第五十六条の二第二項各号列記以外の部分中「児童福祉施設」とあるのは「助産施設及び母子生活支援施設」と、「（保育所を除く。以下この条において同じ。）」について」とあるのは「について」と、同項第一号中「児童福祉施設」とあるのは「助産施設及び母子生活支援施設」と、同項第二号中「その児童福祉施設」とあるのは「その助産施設及び母子生活支援施設」と、同種「児童福祉施設」とあるのは「助産施設及び母子生活支援施設」と、同条第二項中「児童福祉施設」とあるのは「助産施設及び母子生活支援施設」と、同条第三項中「にかかわらず、市町村長を経由し」とあるのは「にかかわらず」と、同法

援施設」と、「同種の児童福祉施設」とあるのは「助産施設及び母子生活支援施設」と、同条第二項中「児童福祉施設」とあるのは「助産施設及び母子生活支援施設」と、同法第五十六条の八第三項中「にかかわらず、市町村長を経由し」とあるのは「にかかわらず」と、同法第五十八条第一項中「児童福祉施設」とあるのは「助産施設、母子生活支援施設又は保育所」と、同法第五十九条第一項中「若しくは第三十六条から第四十四条まで（第三十九条の二を除く。）」とあるのは「第三十六条、第三十八条又は第三十九条第一項」と、「児童福祉施設」とあるのは「助産施設、母子生活支援施設若しくは保育所」と、児童福祉法施行令第三十八条中「児童福祉施設」とあるのは「助産施設、母子生活支援施設及び保育所（これらのうち都道府県が設置するものを除く。）」とする。

3 (略)

(障害者の自立支援に関する事務)

第七百七十四条の四十九の十二 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の規定により、中核市が処理する障害者の自立支援に関する事務は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二章第二節第三款及び第五款、第三節第一款及び第三款、第四節並びに第七節、第七十八条第一項、第四章並びに第九十三条第二号（同項に関する部分に限る。）並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十条の規定により、都道府県が処理することとされている事務（同法第四十七条の二第一項（同法第五十一条の二十六第一

第五十八条第一項中「児童福祉施設」とあるのは「助産施設、母子生活支援施設又は保育所」と、同法第五十九条第一項中「若しくは第三十六条から第四十四条まで（第三十九条の二を除く。）」とあるのは「第三十六条、第三十八条又は第三十九条第一項」と、「児童福祉施設」とあるのは「助産施設、母子生活支援施設若しくは保育所」と、児童福祉法施行令第三十八条中「児童福祉施設」とあるのは「助産施設、母子生活支援施設及び保育所（これらのうち都道府県が設置するものを除く。）」とする。

3 (略)

(障害者の自立支援に関する事務)

第七百七十四条の四十九の十二 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の規定により、中核市が処理する障害者の自立支援に関する事務は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二章第二節第三款及び第五款、第三節第一款及び第三款並びに第四節、第七十八条第一項、第四章並びに第九十三条第二号（同項に関する部分に限る。）並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の規定により、都道府県が処理することとされている事務（同法第四十七条の二第一項（同法第五十一条の二十六第一項において準用す

項において準用する場合を含む。）の規定による都道府県知事による連絡調整又は援助、同法第五十一条の十一及び第七十四条第二項の規定による協力その他市町村に対する必要な援助、同法第五十二条、第五十三条、第五十四条第一項、第二項（同法第五十九条第一項の規定による指定自立支援医療機関の指定に関する部分を除く。）及び第三項、第五十六条、第五十七条、第五十八条第一項及び第五項並びに第七十三条第四項並びに同法第三十二条第一項、第三十三条第一項及び第三十五条第一号の規定による自立支援医療費の支給等、同法第七十六条の三第五項及び第七項の規定による市町村長に対する通知、同法第七十八条第一項の規定による意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整、中核市が行う同法第七十九条第一項各号に掲げる事業に係る同法第八十一条の規定による質問等、同法第八十二条第一項の規定による制限又は停止の命令及び同法第二項の規定による施設の設備又は運営の改善の命令等、中核市が設置する障害者支援施設に係る同法第八十五条第一項の規定による質問等及び同法第八十六条第一項の規定による事業の停止又は廃止の命令並びに同法第七十八条第一項の規定による意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整に係る同法第九十三条第二号の規定による費用の支弁に関する事務を除く。）とする。この場合においては、次項及び第三項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、中核市に関する規定として中核市に適用があるものとする。

2 前項の場合においては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支

る場合を含む。）の規定による都道府県知事による連絡調整又は援助、同法第五十一条の十一及び第七十四条第二項の規定による協力その他市町村に対する必要な援助、同法第五十二条、第五十三条、第五十四条第一項、第二項（同法第五十九条第一項の規定による指定自立支援医療機関の指定に関する部分を除く。）及び第三項、第五十六条、第五十七条、第五十八条第一項及び第五項並びに第七十三条第四項並びに同法第三十二条第一項、第三十三条第一項及び第三十五条第一号の規定による自立支援医療費の支給等、同法第七十八条第一項の規定による意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整、中核市が行う同法第七十九条第一項各号に掲げる事業に係る同法第八十一条の規定による質問等、同法第八十二条第一項の規定による制限又は停止の命令及び同法第二項の規定による施設の設備又は運営の改善の命令等、中核市が設置する同法第五十五条第一項に規定する障害者支援施設に係る同法第八十五条第一項の規定による質問等及び同法第八十六条第一項の規定による事業の停止又は廃止の命令並びに同法第七十八条第一項の規定による意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整に係る同法第九十三条第二号の規定による費用の支弁に関する事務を除く。）とする。この場合においては、次項及び第三項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、中核市に関する規定として中核市に適用があるものとする。

2 前項の場合においては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支

援するための法律第三十六条第一項（同法第四十一条第四項において準用する場合を含む。）中「ごとに行う」とあるのは「ごとに行う。この場合において、中核市の市長は、当該指定が次項に規定する特定障害福祉サービスに係るものであるときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない」と、同法第三十八条第一項（同法第四十一条第四項において準用する場合を含む。）中「行う」とあるのは「行う。この場合において、中核市の市長は、当該指定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない」と、同法第五十一条中「旨を」とあるのは「旨を都道府県知事に届け出るとともに、これを」と、同法第五十四条第二項中「医療機関」とあるのは「医療機関（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条の二第三号に規定する精神通院医療に係るものを除く。）」と、同法第六十六条第一項中「自立支援医療の実施」とあるのは「自立支援医療（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条の二第三号に規定する精神通院医療を除く。）」の実施」と、同法第六十七条第一項中「自立支援医療を」とあるのは「自立支援医療（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条の二第三号に規定する精神通院医療を除く。）」を」と、同法第七十三条第一項中「指定自立支援医療機関、療養介護医療を行う指定障害福祉サービス事業者等又は基準該当療養介護医療を行う基準該当事業所若しくは基準該当施設（以下この条において「公費負担医療機関」という。）」とあるのは「指定自立支援医療機関」と、「並びに自立支援医療費、療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費（以下この条及び第

援するための法律第三十六条第一項（同法第四十一条第四項において準用する場合を含む。）中「ごとに行う」とあるのは「ごとに行う。この場合において、中核市の市長は、当該指定が次項に規定する特定障害福祉サービスに係るものであるときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない」と、同法第三十八条第一項（同法第四十一条第四項において準用する場合を含む。）中「行う」とあるのは「行う。この場合において、中核市の市長は、指定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない」と、同法第五十一条中「旨を」とあるのは「旨を都道府県知事に届け出るとともに、これを」と、同法第五十四条第二項中「医療機関」とあるのは「医療機関（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条の二第三号に規定する精神通院医療に係るものを除く。）」と、同法第六十六条第一項中「自立支援医療の実施」とあるのは「自立支援医療（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条の二第三号に規定する精神通院医療を除く。）」の実施」と、同法第六十七条第一項中「自立支援医療を」とあるのは「自立支援医療（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条の二第三号に規定する精神通院医療を除く。）」を」と、同法第七十三条第一項中「指定自立支援医療機関、療養介護医療を行う指定障害福祉サービス事業者等又は基準該当療養介護医療を行う基準該当事業所若しくは基準該当施設（以下この条において「公費負担医療機関」という。）」とあるのは「指定自立支援医療機関」と、「並びに自立支援医療費、療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費（以下この条及び第七十

七十五条において「自立支援医療費等」という。）」とあるのは「及び自立支援医療費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条の二第三号に規定する精神通院医療に係るものを除く。以下この条において同じ。）」と、「公費負担医療機関が第五十八条第五項（第七十条第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「指定自立支援医療機関が第五十八条第五項」と、「自立支援医療費等の」とあるのは「自立支援医療費の」と、同条第三項中「公費負担医療機関」とあるのは「指定自立支援医療機関」と、「自立支援医療費等」とあるのは「自立支援医療費」と、同法第七十九条第二項及び第四項中「及び都道府県」とあるのは「、都道府県及び中核市」と、同法第八十条第一項中「障害福祉サービス事業」とあるのは「障害福祉サービス事業（都道府県が行うものを除く。次項において同じ。）」と、「福祉ホーム」とあるのは「福祉ホーム（いずれも都道府県が設置するものを除く。次項において同じ。）」と、同条第三項及び同法第八十一条第一項中「設置者」とあるのは「設置者（いずれも都道府県を除く。）」と、同法第八十二条第一項中「移動支援事業を行う者」とあるのは「移動支援事業を行う者（都道府県を除く。）」と、同条第二項中「福祉ホームの設置者」とあるのは「福祉ホームの設置者（いずれも都道府県を除く。）」と、同法第八十三条第三項中「市町村」とあるのは「中核市以外の市町村」と、同法第八十四条第一項中「障害者支援施設」とあるのは「障害者支援施設（都道府県が設置するものを除く。次項において同じ。）」と、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十三条の七第一項中「市町村」とあるのは「中核市以

五条において「自立支援医療費等」という。）」とあるのは「及び自立支援医療費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条の二第三号に規定する精神通院医療に係るものを除く。以下この条において同じ。）」と、「公費負担医療機関が第五十八条第五項（第七十条第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「指定自立支援医療機関が第五十八条第五項」と、「自立支援医療費等の」とあるのは「自立支援医療費の」と、同条第三項中「公費負担医療機関」とあるのは「指定自立支援医療機関」と、「自立支援医療費等」とあるのは「自立支援医療費」と、同法第七十九条第二項及び第四項中「及び都道府県」とあるのは「、都道府県及び中核市」と、同法第八十条第一項中「障害福祉サービス事業」とあるのは「障害福祉サービス事業（都道府県が行うものを除く。次項において同じ。）」と、「福祉ホーム」とあるのは「福祉ホーム（いずれも都道府県が設置するものを除く。次項において同じ。）」と、同条第三項及び同法第八十一条第一項中「設置者」とあるのは「設置者（いずれも都道府県を除く。）」と、同法第八十二条第一項中「移動支援事業を行う者」とあるのは「移動支援事業を行う者（都道府県を除く。）」と、同条第二項中「福祉ホームの設置者」とあるのは「福祉ホームの設置者（いずれも都道府県を除く。）」と、同法第八十三条第三項中「市町村」とあるのは「中核市以外の市町村」と、同法第八十四条第一項中「障害者支援施設」とあるのは「障害者支援施設（都道府県が設置するものを除く。次項において同じ。）」と、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十三条の七第一項中「市町村」とあるのは「中核市以外の

3
(略)
外の市町村」と、同条第二項中「市町村長」とあるのは「市町村長（中核市の市長を除く。）」とする。

3
(略)
市町村」と、同条第二項中「市町村長」とあるのは「市町村長（中核市の市長を除く。）」とする。

○ 身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（共同生活援助に関する措置の基準）</p> <p>第二十一条 法第十八条第一項に規定する措置のうち障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五條第十七項に規定する共同生活援助（以下この条において「共同生活援助」という。）の措置は、当該身体障害者が自立を旨し、地域において共同して日常生活を営むことができるよう、当該身体障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて適切な共同生活援助を提供し、又は共同生活援助の提供を委託して行うものとする。</p>	<p>（共同生活援助に関する措置の基準）</p> <p>第二十一条 法第十八条第一項に規定する措置のうち障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五條第十五項に規定する共同生活援助（以下この条において「共同生活援助」という。）の措置は、当該身体障害者が自立を旨し、地域において共同して日常生活を営むことができるよう、当該身体障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて適切な共同生活援助を提供し、又は共同生活援助の提供を委託して行うものとする。</p>

○ 知的障害者福祉法施行令（昭和三十五年政令第三百三号）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（共同生活援助に関する措置の基準）</p> <p>第四条 法第十五条の四に規定する措置のうち障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五<u>条第十七項</u>に規定する共同生活援助（以下この条において「共同生活援助」という。）の措置は、当該知的障害者が自立を目指し、地域において共同して日常生活を営むことができるよう、当該知的障害者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な共同生活援助を提供し、又は共同生活援助の提供を委託して行うものとする。</p>	<p>（共同生活援助に関する措置の基準）</p> <p>第四条 法第十五条の四に規定する措置のうち障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五<u>条第十五項</u>に規定する共同生活援助（以下この条において「共同生活援助」という。）の措置は、当該知的障害者が自立を目指し、地域において共同して日常生活を営むことができるよう、当該知的障害者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な共同生活援助を提供し、又は共同生活援助の提供を委託して行うものとする。</p>

改正案	現行
<p>（投票用紙及び投票用封筒の請求）</p> <p>第五十条 選挙の当日法第四十八条の二第一項各号に掲げる事由に該当すると見込まれる選挙人で、その登録されている選挙人名簿の属する市町村以外の市町村において投票をしようとするもの又は船舶、病院、老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム（第四項において「有料老人ホーム」という。）をいう。第四項及び第五十五条において同じ。））、原子爆弾被爆者養護ホーム（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第三十九条の規定により同法第一条に規定する被爆者を入所させる施設をいう。第四項及び第五十五条において同じ。）、国立保養所（厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第四百九十九条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの内部組織のうち、身体障害者（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条に規定する身体障害者をいう。以下この項において同じ。）であつて重度の身体障害を有するもののリハビリテーションに関し、治療、訓練及び支援を行うこと並びに戦傷病者の保養を行うことをつかさどるものとして総務省令で定めるものをいう。第四項及び第五十五条において同じ。）、身体障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（</p>	<p>（投票用紙及び投票用封筒の請求）</p> <p>第五十条 選挙の当日法第四十八条の二第一項各号に掲げる事由に該当すると見込まれる選挙人で、その登録されている選挙人名簿の属する市町村以外の市町村において投票をしようとするもの又は船舶、病院、老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム（第四項において「有料老人ホーム」という。）をいう。第四項及び第五十五条において同じ。））、原子爆弾被爆者養護ホーム（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第三十九条の規定により同法第一条に規定する被爆者を入所させる施設をいう。第四項及び第五十五条において同じ。）、国立保養所（厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第四百九十九条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの内部組織のうち、身体障害者（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条に規定する身体障害者をいう。以下この項において同じ。）であつて重度の身体障害を有するもののリハビリテーションに関し、治療、訓練及び支援を行うこと並びに戦傷病者の保養を行うことをつかさどるものとして総務省令で定めるものをいう。第四項及び第五十五条において同じ。）、身体障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（</p>

平成十七年法律第二百二十三号) 第五条第十一项に規定する障害者支援施設及び同条第二十八項に規定する福祉ホームのうち、専ら身体障害者を入所させる施設をいう。第四項及び第五十五条において同じ。) 、保護施設(生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号) 第三十八条第一項に規定する救護施設及び更生施設をいう。第四項及び第五十五条において同じ。) 、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院、少年鑑別所若しくは婦人補導院(以下この章において「不在者投票施設」という。) において投票をしようとするものは、選挙の期日の前日までに、その登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、直接に、又は郵便等をもつて、その投票をしようとする場所を申し立てて、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。

2 5 7 (略)

(在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における投票に係る関係規定の適用の特例)

第六十五条の十三 (略)

平成十七年法律第二百二十三号) 第五条第十一项に規定する障害者支援施設及び同条第二十六項に規定する福祉ホームのうち、専ら身体障害者を入所させる施設をいう。第四項及び第五十五条において同じ。) 、保護施設(生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号) 第三十八条第一項に規定する救護施設及び更生施設をいう。第四項及び第五十五条において同じ。) 、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院、少年鑑別所若しくは婦人補導院(以下この章において「不在者投票施設」という。) において投票をしようとするものは、選挙の期日の前日までに、その登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、直接に、又は郵便等をもつて、その投票をしようとする場所を申し立てて、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。

2 5 7 (略)

(在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における投票に係る関係規定の適用の特例)

第六十五条の十三 在外選挙人名簿に登録されている選挙人(当該選挙人のうち選挙人名簿に登録されているもので第六十五条の二に規定する者を除く。次項及び第三項において同じ。) で、衆議院議員又は参議院議員の選挙において投票をしようとするものの国内における投票及びこれに関し必要な手続に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五十条第一項	(略)	(略)	(略)
	(略)	もの又は船舶、病院、老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム（第四項において「有料老人ホーム」という。）をいう。第四項及び第五十五条において同じ。）、原子爆弾被爆者養護ホーム（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第三十九条の規	もの

第五十条第一項	(略)	(略)	(略)
	選挙人名簿	もの又は船舶、病院、老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム（第四項において「有料老人ホーム」という。）をいう。第四項及び第五十五条において同じ。）、原子爆弾被爆者養護ホーム（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第三十九条の規	もの 在外選挙人名簿 二第一項各号 第四十九条の二第四項の規定により読み替えて適用される法第四十八条の二第一項各号

定により同法第一条に規定する被爆者を入所させる施設をいう。第四項及び第十五条において同じ。）、国立保養所（厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第四百九十九条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの内部組織のうち、身体障害者（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条に規定する身体障害者をいう。以下この項において同じ。）であつて重度の身体障害を有するもののリハビリテーションに関し、治療、訓練及び支援を行うこと並びに戦傷病者の保養を行うことをつかさどるものとして総務省令で定めるものをいう。第四項及び第五十五条において

定により同法第一条に規定する被爆者を入所させる施設をいう。第四項及び第十五条において同じ。）、国立保養所（厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第四百九十九条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの内部組織のうち、身体障害者（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条に規定する身体障害者をいう。以下この項において同じ。）であつて重度の身体障害を有するもののリハビリテーションに関し、治療、訓練及び支援を行うこと並びに戦傷病者の保養を行うことをつかさどるものとして総務省令で定めるものをいう。第四項及び第五十五条において

同じ。）、身体障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設及び同条第二十八項に規定する福祉ホームのうち、専ら身体障害者を入所させる施設をいう。第四項及び第五十五条において同じ。）、保護施設（生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第三十八条第一項に規定する救護施設及び更生施設をいう。第四項及び第五十五条において同じ。）、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院、少年鑑別所若しくは婦人補導院（以下この章において「不在者投票施設」という。）において投票

同じ。）、身体障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設及び同条第二十六項に規定する福祉ホームのうち、専ら身体障害者を入所させる施設をいう。第四項及び第五十五条において同じ。）、保護施設（生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第三十八条第一項に規定する救護施設及び更生施設をいう。第四項及び第五十五条において同じ。）、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院、少年鑑別所若しくは婦人補導院（以下この章において「不在者投票施設」という。）において投票

2 ～ 4 (略)	(略)		
	(略)	(略)	をしようとするもの
2 ～ 4 (略)	(略)	(略)	
	(略)	もつて	をしようとするもの
	(略)	もつて、かつ、在外選挙 人証を提示して	

改正案	現行
<p>（投票用紙及び投票用封筒の請求）</p> <p>第六十四条 国民投票の当日法第六十条第一項各号に掲げる事由に該当すると見込まれる投票人で、その登録されている投票人名簿の属する市町村以外の市町村において投票をしようとするもの又は船舶、病院、老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに同法第二十九条に規定する有料老人ホームをいう。以下この節において同じ。）<u>、原子爆弾被爆者養護ホーム（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第三十九条の規定により同法第一条に規定する被爆者を入所させる施設をいう。以下この節において同じ。）</u>、国立保養所（厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）<u>第百四十九条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの内部組織のうち、身体障害者（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条に規定する身体障害者をいう。以下この項において同じ。）であつて重度の身体障害を有するもの</u>）リハビリテーションに関し、治療、訓練及び支援を行うこと並びに戦傷病者の保養を行うことをつかさどるものとして総務省令で定めるものをいう。以下この節において同じ。）<u>、身体障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）<u>第五条第十一項に規定する障害者支援施設及び同条第二十</u></u></p>	<p>（投票用紙及び投票用封筒の請求）</p> <p>第六十四条 国民投票の当日法第六十条第一項各号に掲げる事由に該当すると見込まれる投票人で、その登録されている投票人名簿の属する市町村以外の市町村において投票をしようとするもの又は船舶、病院、老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに同法第二十九条に規定する有料老人ホームをいう。以下この節において同じ。）<u>、原子爆弾被爆者養護ホーム（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第三十九条の規定により同法第一条に規定する被爆者を入所させる施設をいう。以下この節において同じ。）</u>、国立保養所（厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）<u>第百四十九条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの内部組織のうち、身体障害者（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条に規定する身体障害者をいう。以下この項において同じ。）であつて重度の身体障害を有するもの</u>）リハビリテーションに関し、治療、訓練及び支援を行うこと並びに戦傷病者の保養を行うことをつかさどるものとして総務省令で定めるものをいう。以下この節において同じ。）<u>、身体障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）<u>第五条第十一項に規定する障害者支援施設及び同条第二十</u></u></p>

八項に規定する福祉ホームのうち、専ら身体障害者を入所させる施設をいう。以下この節において同じ。）、保護施設（生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第三十八条第一項に規定する救護施設及び更生施設をいう。以下この節において同じ。）、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院、少年鑑別所若しくは婦人補導院において投票をしようとするものは、国民投票の期日の前日までに、その登録されている投票人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、直接に、又は郵便等をもって、その投票をしようとする場所を申し立てて、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。

2～6 (略)

（在外投票人名簿に登録されている投票人の国内における投票に係る関係規定の適用の特例）

第三百三条 (略)

(略)	(略)	(略)	(略)
第六十四条第	(略)	(略)	(略)
一項	もの又は船舶、病院、老人ホーム（老人福祉法（昭和三十三年法律第三十三号）第五条の三に規定する老	ものは	

六項に規定する福祉ホームのうち、専ら身体障害者を入所させる施設をいう。以下この節において同じ。）、保護施設（生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第三十八条第一項に規定する救護施設及び更生施設をいう。以下この節において同じ。）、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院、少年鑑別所若しくは婦人補導院において投票をしようとするものは、国民投票の期日の前日までに、その登録されている投票人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、直接に、又は郵便等をもって、その投票をしようとする場所を申し立てて、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。

2～6 (略)

（在外投票人名簿に登録されている投票人の国内における投票に係る関係規定の適用の特例）

第三百三条 在外投票人名簿に登録されている投票人の国内における投票及びこれに関し必要な手続に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)	(略)
第六十四条第	投票人名簿	在外投票人名簿	(略)
一項	もの又は船舶、病院、老人ホーム（老人福祉法（昭和三十三年法律第三十三号）第五条の三に規定する老	ものは	

人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに同法第二十九条に規定する有料老人ホームをいう。以下この節において同じ。

（原子爆弾被爆者養護ホーム（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第三十九条の規定により同法第一条に規定する被爆者を入所させる施設をいう。以下この節において同じ。）

、国立保養所（厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第四百九十九条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの内部組織のうち、身体障害者（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条に規定する

人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに同法第二十九条に規定する有料老人ホームをいう。以下この節において同じ。

（原子爆弾被爆者養護ホーム（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第三十九条の規定により同法第一条に規定する被爆者を入所させる施設をいう。以下この節において同じ。）

、国立保養所（厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第四百九十九条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの内部組織のうち、身体障害者（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条に規定する

身体障害者をいう。以下この項において同じ。）であつて重度の身体障害を有するもののリハビリテーションに関し、治療、訓練及び支援を行うこと並びに戦傷病者の保養を行うことをつかさどるものとして総務省令で定めるものをいう。以下この節において同じ。）
、身体障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十一项に規定する障害者支援施設及び同条第二十八項に規定する福祉ホームのうち、専ら身体障害者を入所させる施設をいう。以下この節において同じ。）、保護施設（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第

身体障害者をいう。以下この項において同じ。）であつて重度の身体障害を有するもののリハビリテーションに関し、治療、訓練及び支援を行うこと並びに戦傷病者の保養を行うことをつかさどるものとして総務省令で定めるものをいう。以下この節において同じ。）
、身体障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十一项に規定する障害者支援施設及び同条第二十六項に規定する福祉ホームのうち、専ら身体障害者を入所させる施設をいう。以下この節において同じ。）、保護施設（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第

2 ・ 3 (略)	(略)		
	(略)	(略)	三十八条第一項に規定する 救護施設及び更生施設をい う。以下この節において同 じ。)、刑事施設、労役場 、監置場、留置施設、少年 院、少年鑑別所若しくは婦 人補導院において投票をし ようとするものは
	(略)	(略)	
2 ・ 3 (略)	(略)		
	(略)	もって	三十八条第一項に規定する 救護施設及び更生施設をい う。以下この節において同 じ。)、刑事施設、労役場 、監置場、留置施設、少年 院、少年鑑別所若しくは婦 人補導院において投票をし ようとするものは
	(略)	もって、かつ、在外投票 人証又は在外選挙人証を 提示して	

改 正 案	現 行
<p>（随意契約）</p> <p>第二十一条の十四（略）</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第二十七項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第一百五号）第十条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設</p>	<p>（随意契約）</p> <p>第二十一条の十四 随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第二十五項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第一百五号）第十条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設</p>

でその施設に使用される者が主として同法第二条第一項に規定する生活困窮者（以下この号において「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）（以下この号において「障害者支援施設等」という。）において製作された物品を当該障害者支援施設等から管理規程で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十七条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から管理規程で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第六条第六項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第四項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から管理規程で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定める

でその施設に使用される者が主として同法第二条第一項に規定する生活困窮者（以下この号において「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）（以下この号において「障害者支援施設等」という。）において製作された物品を当該障害者支援施設等から管理規程で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十七条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から管理規程で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第六条第六項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第四項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から管理規程で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定める

ところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。)が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から管理規程で定める手続により受ける契約をするとき。

四〇九 (略)

二〇四 (略)

ところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。)が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から管理規程で定める手続により受ける契約をするとき。

四〇九 (略)

二〇四 (略)

改正案	現行
<p>（占有物件）</p> <p>第十二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3（略）</p> <p>一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援事業（同条第五項に規定する居宅訪問型児童発達支援又は同条第六項に規定する保育所等訪問支援のみを行う事業を除く。）、同法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第七項に規定する一時預かり事業又は同条第十項に規定する小規模保育事業の用に供する施設及び同法第三十九条第一項に規定する保育所</p> <p>二・三（略）</p> <p>四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設及び同条第二十七項に規定する地域活動支援センター</p> <p>五・六（略）</p>	<p>（占有物件）</p> <p>第十二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第七条第二項の政令で定める社会福祉施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援事業（同条第五項に規定する保育所等訪問支援のみを行う事業を除く。）、同法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第七項に規定する一時預かり事業又は同条第十項に規定する小規模保育事業の用に供する施設及び同法第三十九条第一項に規定する保育所</p> <p>二・三（略）</p> <p>四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設及び同条第二十五項に規定する地域活動支援センター</p> <p>五・六（略）</p>

○ 国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百三十七号）（第八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（延滞金を免除することができる範囲）</p> <p>第三十四条（略）</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）<u>第五条第二十五項</u>に規定する補装具の売渡し、貸付け又は修理に係る債権</p> <p>四・五（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（延滞金を免除することができる範囲）</p> <p>第三十四条 法第三十三条第三項に規定する政令で定める国の債権は、次に掲げる債権とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）<u>第五条第二十三項</u>に規定する補装具の売渡し又は修理に係る債権</p> <p>四・五（略）</p> <p>2（略）</p>

改 正 案		現 行	
<p>別表第一（第一条の二―第三条、第三条の三、第四条、第四条の二の二―第四条の三、第六条、第九条―第十四条、第十九条、第二十一条―第二十九条の三、第三十一条、第三十四条、第三十四条の二、第三十四条の第三十四条の四―第三十六条関係）</p>	<p>別表第一（第一条の二―第三条、第三条の三、第四条、第四条の二の二―第四条の三、第六条、第九条―第十四条、第十九条、第二十一条―第二十九条の三、第三十一条、第三十四条、第三十四条の二、第三十四条の四―第三十六条関係）</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>イ (略)</p>	<p>イ (略)</p>	<p>ロ (略)</p>	<p>ロ 次に掲げる防火対象物</p>
<p>(1) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四条第一項に規定する障害者又は同条第二項に規定する障害児であつて、同条第四項に規定する障害支援区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な障害者等」という。）を主として入所させるものに限る。）又は同法第五条第八項に規定する短期入所若しくは同条第十七項に規定する共同生活援助を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。ハ(5)において「短期入所等施設」という。）</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四条第一項に規定する障害者又は同条第二項に規定する障害児であつて、同条第四項に規定する障害支援区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な障害者等」という。）を主として入所させるものに限る。）又は同法第五条第八項に規定する短期入所若しくは同条第十五項に規定する共同生活援助を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。ハ(5)において「短期入所等施設」という。）</p>	<p>ハ・ニ (略)</p>	<p>ハ・ニ (略)</p>

(略)

(略)

(略)

(略)

○ 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第三百三十一号）
 （第九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（都道府県及び市町村以外の者が設置した社会福祉施設等の災害復旧に要する費用に係る国の補助）</p> <p>第三条 法第四十八条第三項の規定による国の補助は、都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）の区域（都道府県にあつては、当該都道府県の区域内にある指定都市の区域及び中核市の区域を除く。次項において同じ。）内にある老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第五条の二第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う事業所、同条第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う事業所、同法第十五条第二項の規定により設置された老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び老人介護支援センター、同条第五項の規定により設置された軽費老人ホーム並びに介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第一百五十五条の四十六第三項の規定により設置された地域包括支援センター（以下この項において「小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第二十八条第三項の規定により設置された身体障害者社会参加支援施設（以下この項において「身体障害者社会参加支援施設」という。）、障害者の日常生活及び社</p>	<p>（都道府県及び市町村以外の者が設置した社会福祉施設等の災害復旧に要する費用に係る国の補助）</p> <p>第三条 法第四十八条第三項の規定による国の補助は、都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）の区域（都道府県にあつては、当該都道府県の区域内にある指定都市の区域及び中核市の区域を除く。次項において同じ。）内にある老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第五条の二第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う事業所、同条第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う事業所、同法第十五条第二項の規定により設置された老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び老人介護支援センター、同条第五項の規定により設置された軽費老人ホーム並びに介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第一百五十五条の四十六第三項の規定により設置された地域包括支援センター（以下この項において「小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第二十八条第三項の規定により設置された身体障害者社会参加支援施設（以下この項において「身体障害者社会参加支援施設」という。）、障害者の日常生活及び社</p>

会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第七十九条第二項又は第八十三条第四項の規定により都道府県及び市町村以外の者が設置した障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム若しくは障害福祉サービス（同法第五条第六項に規定する療養介護、同条第七項に規定する生活介護、同条第八項に規定する短期入所、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援、同条第十四項に規定する就労継続支援又は同条第十七項に規定する共生生活援助に限る。）の事業の用に供する施設（以下この項において「障害者支援施設等」という。）又は社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項第七号の授産施設（以下この項において「授産施設」という。）ごとに、それぞれ次に掲げる要件に該当する場合に行うものとする。

一・二（略）

2（略）

会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第七十九条第二項又は第八十三条第四項の規定により都道府県及び市町村以外の者が設置した障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム若しくは障害福祉サービス（同法第五条第六項に規定する療養介護、同条第七項に規定する生活介護、同条第八項に規定する短期入所、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援、同条第十四項に規定する就労継続支援又は同条第十五項に規定する共生生活援助に限る。）の事業の用に供する施設（以下この項において「障害者支援施設等」という。）又は社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項第七号の授産施設（以下この項において「授産施設」という。）ごとに、それぞれ次に掲げる要件に該当する場合に行うものとする。

一・二（略）

2（略）

改 正 案	現 行
<p>（社会福祉事業の対象者の最低人員の特例）</p> <p>第一条（略）</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）<u>第五条第二十七項</u>に規定する地域活動支援センターを経営する事業又は同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）のうち厚生労働省令で定めるもの</p>	<p>（社会福祉事業の対象者の最低人員の特例）</p> <p>第一条 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。） 第二条第四項第四号の政令で定める事業は、次のとおりとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）<u>第五条第二十五項</u>に規定する地域活動支援センターを経営する事業又は同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）のうち厚生労働省令で定めるもの</p>

改正案	現行
<p>（避難促進施設）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（第五条第二号において単に「障害福祉サービス事業」とい、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行う事業に限る。）の用に供する施設、同条第十一項に規定する障害者支援施設（第五条第二号において単に「障害者支援施設」という。）<u>、同条第二十七項に規定する地域活動支援センター</u>、<u>同条第二十八項に規定する福祉ホームその他これらに類する施設</u></p> <p>七・八（略）</p>	<p>（避難促進施設）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 法第六条第一項第五号ロの政令で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（第五条第二号において単に「障害福祉サービス事業」とい、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行う事業に限る。）の用に供する施設、同条第十一項に規定する障害者支援施設（第五条第二号において単に「障害者支援施設」という。）<u>、同条第二十五項に規定する地域活動支援センター</u>、<u>同条第二十六項に規定する福祉ホームその他これらに類する施設</u></p> <p>七・八（略）</p>

改正案	現行
<p>（地震防災応急計画を作成すべき施設又は事業）</p> <p>第四条（略）</p> <p>一〇十三（略）</p> <p>十四 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設（児童遊園を除く。）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者社会参加支援施設、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第三十八条第一項に規定する保護施設、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項第七号の授産施設、売春防止法（昭和三十一年法律第一百八十八号）第三十六条に規定する婦人保護施設、老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設、同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設、同条第十一項に規定する障害者支援施設、同条第二十七項に規定する地域活動支援センター若しくは同条第二十八項に規定する福祉ホーム</p>	<p>（地震防災応急計画を作成すべき施設又は事業）</p> <p>第四条 法第七条第一項の規定に基づき地震防災応急計画を作成しなければならぬ施設又は事業は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇十三（略）</p> <p>十四 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設（児童遊園を除く。）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者社会参加支援施設、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第三十八条第一項に規定する保護施設、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項第七号の授産施設、売春防止法（昭和三十一年法律第一百八十八号）第三十六条に規定する婦人保護施設、老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設、同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設、同条第十一項に規定する障害者支援施設、同条第二十五項に規定する地域活動支援センター若しくは同条第二十六項に規定する福祉ホーム</p>

十五
〽
二十三
(略)

十五
〽
二十三
(略)

○ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）（第十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（対策計画を作成すべき施設又は事業）</p> <p>第三条（略）</p> <p>一〇十三（略）</p> <p>十四 授産施設、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設（児童遊園を除く。）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者社会参加支援施設、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）第三十八条第一項に規定する保護施設、売春防止法（昭和三十一年法律第一百八十八号）第三十六条に規定する婦人保護施設、老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設、同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設、同条第十一項に規定する障害者支援施設、同条第二十七項に規定する地域活動支援センター</p>	<p>（対策計画を作成すべき施設又は事業）</p> <p>第三条 法第七条第一項の規定に基づき対策計画を作成しなければならない施設又は事業は、次に掲げるもの（第三号から第八号までに掲げる施設にあつては、石油類、火薬類、高圧ガスその他次条に規定するものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行うものに限る。）とする。</p> <p>一〇十三（略）</p> <p>十四 授産施設、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設（児童遊園を除く。）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者社会参加支援施設、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）第三十八条第一項に規定する保護施設、売春防止法（昭和三十一年法律第一百八十八号）第三十六条に規定する婦人保護施設、老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設、同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設、同条第十一項に規定する障害者支援施設、同条第二十五項に規定する地域活動支援センター</p>

若しくは同条第二十八項に規定する福祉ホーム
十五(二十四) (略)

若しくは同条第二十六項に規定する福祉ホーム
十五(二十四) (略)

改正案	現行
<p>（対策計画を作成すべき施設又は事業）</p> <p>第三条（略）</p> <p>一〇十三（略）</p> <p>十四 授産施設、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設（児童遊園を除く。）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者社会参加支援施設、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）第三十八条第一項に規定する保護施設、売春防止法（昭和三十一年法律第一百八十八号）第三十六条に規定する婦人保護施設、老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設、同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設、同条第十一項に規定する障害者支援施設、同条第二十七項に規定する地域活動支援センター</p>	<p>（対策計画を作成すべき施設又は事業）</p> <p>第三条 法第七条第一項の政令で定める施設又は事業は、次に掲げるもの（第三号から第八号までに掲げる施設にあつては、石油類、火薬類、高圧ガス又は次条に規定するものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行うものに限る。）とする。</p> <p>一〇十三（略）</p> <p>十四 授産施設、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設（児童遊園を除く。）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者社会参加支援施設、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）第三十八条第一項に規定する保護施設、売春防止法（昭和三十一年法律第一百八十八号）第三十六条に規定する婦人保護施設、老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設、同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設、同条第十一項に規定する障害者支援施設、同条第二十五項に規定する地域活動支援センター</p>

若しくは同条第二十八項に規定する福祉ホーム
十五(二十四) (略)

若しくは同条第二十六項に規定する福祉ホーム
十五(二十四) (略)

○ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）（第十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（支援給付に係るその他の法令の適用）</p> <p>第二十二條 支援給付が行われる場合における次の各号に規定する法令の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～二十一 （略）</p> <p>二十二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第十七條、第十九條、第三十五條、<u>第四十三條の三、第四十三條の四第五項及び第四十三條の五第六項</u>の規定の適用については、支援給付を必要とする状態にある者を要保護者と、支援給付を受けている者を被保護者とみなす。</p> <p>二十三～二十六 （略）</p>	<p>（支援給付に係るその他の法令の適用）</p> <p>第二十二條 支援給付が行われる場合における次の各号に規定する法令の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～二十一 （略）</p> <p>二十二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第十七條、第十九條、第三十五條及<u>び第四十三條の三</u>の規定の適用については、支援給付を必要とする状態にある者を要保護者と、支援給付を受けている者を被保護者とみなす。</p> <p>二十三～二十六 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（沖縄の振興の基盤となる施設の整備に関する事業等）</p> <p>第三十二条の二（略）</p> <p>一～三（略）</p> <p>四（略）</p> <p>イ 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二の二第 一項に規定する障害児通所支援事業（<u>居宅訪問型児童発達支援又は</u> 保育所等訪問支援を行う事業を除く。）の用に供する施設及び同法 第七条第一項に規定する障害児入所施設の修繕に関する事業</p> <p>ロ～リ（略）</p> <p>五～八（略）</p>	<p>（沖縄の振興の基盤となる施設の整備に関する事業等）</p> <p>第三十二条の二 法第百五条の二第二項第一号の政令で定めるものは、次 に掲げるものとする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 次に掲げる事業のうち、内閣総理大臣が厚生労働大臣と協議して定 めるもの</p> <p>イ 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二の二第 一項に規定する障害児通所支援事業（保育所等訪問支援を行う事業 を除く。）の用に供する施設及び同法第七条第一項に規定する障害 児入所施設の修繕に関する事業</p> <p>ロ～リ（略）</p> <p>五～八（略）</p>

改正案	現行
<p>（貸付けを受けることができる者）</p> <p>第二条（略）</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第三十六条第一項の指定障害福祉サービス事業者（同法第五条第二項の居宅介護、同条第三項の重度訪問介護、同条第七項の生活介護、同条第八項の短期入所、同条第九項の重度障害者等包括支援、同条第十二項の自立訓練、同条第十三項の就労移行支援、同条第十四項の就労継続支援、同条第十五項の就労定着支援、同条第十六項の自立生活援助又は同条第十七項の共同生活援助のうち、厚生労働大臣が定めるサービスを行うものに限る。）である法人（国及び地方公共団体を除く。以下この条において同じ。）</p> <p>六（略）</p> <p>七 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五 条第十八項の一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う施設、同 条第二十七項の地域活動支援センター及び同条第二十八項の福祉ホー ムを設置し、又は経営する一般社団法人又は一般財団法人</p> <p>八十三（略）</p>	<p>（貸付けを受けることができる者）</p> <p>第二条 法第十二条第一項第一号の政令で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第三十六条第一項の指定障害福祉サービス事業者（同法第五条第二項の居宅介護、同条第三項の重度訪問介護、同条第七項の生活介護、同条第八項の短期入所、同条第九項の重度障害者等包括支援、同条第十二項の自立訓練、同条第十三項の就労移行支援、同条第十四項の就労継続支援又は同条第十五項の共同生活援助のうち、厚生労働大臣が定めるサービスを行うものに限る。）である法人（国及び地方公共団体を除く。以下この条において同じ。）</p> <p>六（略）</p> <p>七 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五 条第十六項の一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う施設、同 条第二十五項の地域活動支援センター及び同条第二十六項の福祉ホー ムを設置し、又は経営する一般社団法人又は一般財団法人</p> <p>八十三（略）</p>

○ 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百五十七号）（第十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（公営住宅建替事業の施行の要件に関する特例に係る公共公益施設）</p> <p>第二条 法第六条第六項の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援事業（同条第五項に規定する居宅訪問型児童発達支援又は同条第六項に規定する保育所等訪問支援のみを行う事業を除く。）、同条第七項に規定する障害児相談支援事業、同法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第三項に規定する子育て短期支援事業、同条第六項に規定する地域子育て支援拠点事業、同条第七項に規定する一時預かり事業、同条第九項に規定する家庭的保育事業若しくは同条第十項に規定する小規模保育事業の用に供する施設、同法第三十九条第一項に規定する保育所、同法第四十条に規定する児童厚生施設又は同法第四十四条の二第一項に規定する児童家庭支援センター</p> <p>二（五）（略）</p> <p>六 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（主として公的賃貸住宅等の居住者に便宜を供与するものとして国土交通省令で定めるものに限る。）、自立生活援助又は共同生活援助を行う事業に限る。）若しくは同条第十八項に規定する一般相談支援</p>	<p>（公営住宅建替事業の施行の要件に関する特例に係る公共公益施設）</p> <p>第二条 法第六条第六項の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援事業（同条第五項に規定する保育所等訪問支援のみを行う事業を除く。）、同条第六項に規定する障害児相談支援事業、同法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第三項に規定する子育て短期支援事業、同条第六項に規定する地域子育て支援拠点事業、同条第七項に規定する一時預かり事業、同条第九項に規定する家庭的保育事業若しくは同条第十項に規定する小規模保育事業の用に供する施設、同法第三十九条第一項に規定する保育所、同法第四十条に規定する児童厚生施設又は同法第四十四条の二第一項に規定する児童家庭支援センター</p> <p>二（五）（略）</p> <p>六 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（主として公的賃貸住宅等の居住者に便宜を供与するものとして国土交通省令で定めるものに限る。）又は共同生活援助を行う事業に限る。）若しくは同条第十六項に規定する一般相談支援事業若しくは特</p>

事業若しくは特定相談支援事業の用に供する施設、同条第二十七項に規定する地域活動支援センター又は同条第二十八項に規定する福祉ホーム

七〇九 (略)

定相談支援事業の用に供する施設、同条第二十五項に規定する地域活動支援センター又は同条第二十六項に規定する福祉ホーム

七〇九 (略)

○ 平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための児童福祉法施行令等の臨時特例に関する政令（平成二十三年政令第二百九号）（第十六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（児童福祉法施行令の特例）</p> <p>第一条 児童福祉法第六条の二の二第九項に規定する通所給付決定保護者であつて、平成二十二年六月四日から平成二十四年三月三十一日までの間（以下「特例対象期間」という。）に平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律（平成二十二年法律第五十号）第一条第一項に規定する手当金等（以下「手当金等」という。）の交付を受けたもの（手当金等の交付を受けていない者であつて、その者と同一の世帯に属する者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第十七条第四号に規定する特定支給決定障害者（以下「特定支給決定障害者」という。）にあつては、その配偶者に限る。）が手当金等の交付を受けたものを含む。）のうち、その交付（当該同一の世帯に属する者に係る手当金等の交付を含む。）を受けた日の属する年の翌年の七月一日から翌々年の六月三十日までの間にある者（次項において「口蹄疫特例措置対象通所給付決定保護者」という。）に係る児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十四条に規定する障害児通所支援負担上限月額及び同令第二十五条の五第一項の高額障害児通所給付費算定基準額については、同令第二十四条及び第二十五条の六の規定により定める額が</p>	<p>（児童福祉法施行令の特例）</p> <p>第一条 児童福祉法第六条の二の二第八項に規定する通所給付決定保護者であつて、平成二十二年六月四日から平成二十四年三月三十一日までの間（以下「特例対象期間」という。）に平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律（平成二十二年法律第五十号）第一条第一項に規定する手当金等（以下「手当金等」という。）の交付を受けたもの（手当金等の交付を受けていない者であつて、その者と同一の世帯に属する者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第十七条第四号に規定する特定支給決定障害者（以下「特定支給決定障害者」という。）にあつては、その配偶者に限る。）が手当金等の交付を受けたものを含む。）のうち、その交付（当該同一の世帯に属する者に係る手当金等の交付を含む。）を受けた日の属する年の翌年の七月一日から翌々年の六月三十日までの間にある者（次項において「口蹄疫特例措置対象通所給付決定保護者」という。）に係る児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十四条に規定する障害児通所支援負担上限月額及び同令第二十五条の五第一項の高額障害児通所給付費算定基準額については、同令第二十四条及び第二十五条の六の規定により定める額が</p>

、それぞれ、同令第二十四条第二号中「指定通所支援（法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援をいう。以下同じ。）のあつた月の属する年度（指定通所支援のあつた月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）」とあるのは「平成二十二年度」と、同条第三号口中「指定通所支援のあつた月の属する年度（指定通所支援のあつた月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）」とあるのは「平成二十二年度」と、同条第四号中「指定通所支援のあつた月の属する年度（指定通所支援のあつた月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）」とあるのは「平成二十二年度」と、「者が指定通所支援」とあるのは「者が指定通所支援（法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援をいう。）」と読み替えた場合におけるこれらの規定により定める額を超えるときは、同条及び同令第二十五条の六の規定にかかわらず、当該額とする。

2～4（略）

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の特例）

第三条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十二条第三項に規定する支給決定障害者等であつて、特例対象期間に手当金等の交付を受けたもの（手当金等の交付を受けていない者であつて、その者と同一の世帯に属する者（特定支給決定障害者にあつては、その配偶者に限る。）が手当金等の交付を受けたものを含む。）のうち、その交付（当該同一の世帯に属する者に係る手当金等の交付を含む）

、それぞれ、同令第二十四条第二号中「指定通所支援（法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援をいう。以下同じ。）のあつた月の属する年度（指定通所支援のあつた月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）」とあるのは「平成二十二年度」と、同条第三号口中「指定通所支援のあつた月の属する年度（指定通所支援のあつた月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）」とあるのは「平成二十二年度」と、同条第四号中「指定通所支援のあつた月の属する年度（指定通所支援のあつた月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）」とあるのは「平成二十二年度」と、「者が指定通所支援」とあるのは「者が指定通所支援（法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援をいう。）」と読み替えた場合におけるこれらの規定により定める額を超えるときは、同条及び同令第二十五条の六の規定にかかわらず、当該額とする。

2～4（略）

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の特例）

第三条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十二条第一項に規定する支給決定障害者等であつて、特例対象期間に手当金等の交付を受けたもの（手当金等の交付を受けていない者であつて、その者と同一の世帯に属する者（特定支給決定障害者にあつては、その配偶者に限る。）が手当金等の交付を受けたものを含む。）のうち、その交付（当該同一の世帯に属する者に係る手当金等の交付を含む）

）を受けた日の属する年の翌年の七月一日から翌々年の六月三十日まで
の間にある者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する
ための法律施行令第十七条に規定する負担上限月額及び同令第四十三
条の五第一項の高額障害福祉サービス等給付費算定基準額については、同
令第十七条及び第四十三条の六の規定により定める額が、それぞれ、同
令第十七条第二号イ中「指定障害福祉サービス等（法第二十九条第一項
に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下同じ。）のあった月の
属する年度（指定障害福祉サービス等のあった月が四月から六月までの
場合にあつては、前年度）」とあるのは「平成二十二年」と、同号ロ
及び同条第三号中「指定障害福祉サービス等のあった月の属する年度（
指定障害福祉サービス等のあった月が四月から六月までの場合にあつて
は、前年度）」とあるのは「平成二十二年」と、同条第四号中「指定
障害福祉サービス等のあった月の属する年度（指定障害福祉サービス等
のあった月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）」とあるの
は「平成二十二年」と、「者が指定障害福祉サービス等」とあるのは
「者が指定障害福祉サービス等（法第二十九条第一項に規定する指定障
害福祉サービス等をいう。）」と読み替えた場合におけるこれらの規定
により定める額を超えるときは、同条及び同令第四十三条の六の規定に
かわらず、当該額とする。

2・3 （略）

4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十
六条第一項に規定する補装具費支給対象障害者等であつて、特例対象期
間に手当金等の交付を受けたもの（手当金等の交付を受けていない者で

）を受けた日の属する年の翌年の七月一日から翌々年の六月三十日まで
の間にある者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する
ための法律施行令第十七条に規定する負担上限月額及び同令第四十三
条の五第一項の高額障害福祉サービス等給付費算定基準額については、同
令第十七条及び第四十三条の六の規定により定める額が、それぞれ、同
令第十七条第二号イ中「指定障害福祉サービス等（法第二十九条第一項
に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下同じ。）のあった月の
属する年度（指定障害福祉サービス等のあった月が四月から六月までの
場合にあつては、前年度）」とあるのは「平成二十二年」と、同号ロ
及び同条第三号中「指定障害福祉サービス等のあった月の属する年度（
指定障害福祉サービス等のあった月が四月から六月までの場合にあつて
は、前年度）」とあるのは「平成二十二年」と、同条第四号中「指定
障害福祉サービス等のあった月の属する年度（指定障害福祉サービス等
のあった月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）」とあるの
は「平成二十二年」と、「者が指定障害福祉サービス等」とあるのは
「者が指定障害福祉サービス等（法第二十九条第一項に規定する指定障
害福祉サービス等をいう。）」と読み替えた場合におけるこれらの規定
により定める額を超えるときは、同条及び同令第四十三条の六の規定に
かわらず、当該額とする。

2・3 （略）

4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十
六条第一項に規定する補装具費支給対象障害者等であつて、特例対象期
間に手当金等の交付を受けたもの（手当金等の交付を受けていない者で

あつて、その者と同一の世帯に属する者（同項の申請に係る障害者（同法第四条第一項に規定する障害者をいう。）にあつては、その配偶者に限る。）が手当金等の交付を受けたものを含む。）のうち、その交付（当該同一の世帯に属する者に係る手当金等の交付を含む。）を受けた日の属する年の翌年の七月一日から翌々年の六月三十日までの間にある者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十三条の三に規定する政令で定める額については、同条の規定により定める額が、同条第二号中「補装具の購入等」のあつた月の属する年度（補装具の購入等）のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、「前年度」とあるのは、「平成二十二年度」と読み替えた場合における同条の規定により定める額を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該額とする。

附 則

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の特例に関する経過措置）

第三条（略）

2（略）

3 第三条第四項の規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十二条二十五項に規定する補装具の購入、借受け又は修理のあつた月が平成二十三年七月以後の場合における障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十三条の三に規定する政令で定める額について適用する。

あつて、その者と同一の世帯に属する者（同項の申請に係る障害者（同法第四条第一項に規定する障害者をいう。）にあつては、その配偶者に限る。）が手当金等の交付を受けたものを含む。）のうち、その交付（当該同一の世帯に属する者に係る手当金等の交付を含む。）を受けた日の属する年の翌年の七月一日から翌々年の六月三十日までの間にある者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十三条の三に規定する政令で定める額については、同条の規定により定める額が、同条第二号中「補装具の購入又は修理のあつた月の属する年度（補装具の購入又は修理）のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、「前年度」とあるのは、「平成二十二年度」と読み替えた場合における同条の規定により定める額を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該額とする。

附 則

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の特例に関する経過措置）

第三条（略）

2（略）

3 第三条第四項の規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十二条二十三項に規定する補装具の購入又は修理のあつた月が平成二十三年七月以後の場合における障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十三条の三に規定する政令で定める額について適用する。